

# 島根県国民保護計画

平成29年3月  
島 根 県

# 目 次

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 第1編 | 総 論                         | 1  |
| 第1章 | 計画の概要                       | 1  |
| 1   | 島根県国民保護計画の目的、策定の背景、位置づけ     | 1  |
| 2   | 県の責務                        | 1  |
| 3   | 県国民保護計画の構成                  | 2  |
| 4   | 島根県地域防災計画等との関連              | 2  |
| 5   | 県国民保護計画の見直し、変更手続            | 2  |
| 6   | 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画 | 3  |
| 第2章 | 国民保護措置に関する基本方針              | 4  |
| 第3章 | 関係機関の事務又は業務の大綱              | 6  |
| 第4章 | 県の地理的、社会的特徴                 | 10 |
| 第5章 | 県国民保護計画が対象とする事態             | 17 |
| 1   | 武力攻撃事態                      | 17 |
| 2   | 緊急対処事態                      | 19 |
| 第2編 | 平素からの備えや予防                  | 21 |
| 第1章 | 組織・体制の整備等                   | 21 |
| 第1節 | 県における組織・体制の整備               | 21 |
| 1   | 県の各部局における業務                 | 21 |
| 2   | 県職員の参集基準等                   | 25 |
| 3   | 国民の権利利益の救済に係る手続等            | 27 |
| 4   | 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等        | 28 |
| 第2節 | 関係機関との連携体制の整備               | 29 |
| 1   | 基本的考え方                      | 29 |
| 2   | 国の機関との連携                    | 29 |
| 3   | 他の都道府県との連携                  | 30 |
| 4   | 市町村との連携                     | 30 |
| 5   | 指定公共機関等との連携                 | 32 |
| 6   | ボランティア団体等に対する支援             | 32 |
| 第3節 | 通信の確保                       | 33 |
| 1   | 県における通信の確保                  | 33 |
| 2   | 県警察における通信の確保                | 34 |
| 3   | 市町村における通信の確保                | 34 |
| 第4節 | 情報収集・提供等の体制整備               | 35 |
| 1   | 基本的考え方                      | 35 |
| 2   | 警報等の通知に必要な準備                | 35 |
| 3   | 市町村における警報の伝達に必要な準備          | 36 |

|            |                                |     |
|------------|--------------------------------|-----|
| 4          | 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備           | 3 6 |
| 5          | 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備    | 4 1 |
| 6          | 被災情報の収集・報告に必要な準備               | 4 1 |
| 7          | 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備   | 4 2 |
| <b>第5節</b> | <b>研修及び訓練</b>                  | 4 3 |
| 1          | 研修                             | 4 3 |
| 2          | 訓練                             | 4 3 |
| <b>第2章</b> | <b>避難及び救援に関する平素からの備え</b>       | 4 5 |
| 1          | 避難に関する基本的事項                    | 4 5 |
| 2          | 救援に関する基本的事項                    | 4 6 |
| 3          | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等             | 4 7 |
| 4          | 交通の確保に関する体制等の整備                | 4 8 |
| 5          | 避難施設の指定                        | 4 8 |
| 6          | 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え       | 5 0 |
| <b>第3章</b> | <b>生活関連等施設の把握等</b>             | 5 1 |
| <b>第1節</b> | <b>生活関連等施設の把握等</b>             | 5 1 |
| 1          | 生活関連等施設の把握                     | 5 1 |
| 2          | 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等           | 5 2 |
| 3          | 市町村における平素からの備え                 | 5 2 |
| <b>第2節</b> | <b>県が管理する公共施設等における警戒</b>       | 5 3 |
| <b>第4章</b> | <b>物資及び資材の備蓄、整備</b>            | 5 4 |
| 1          | 基本的考え方                         | 5 4 |
| 2          | 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備         | 5 4 |
| 3          | 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等           | 5 5 |
| 4          | 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備  | 5 5 |
| <b>第5章</b> | <b>国民保護に関する啓発</b>              | 5 6 |
| 1          | 国民保護措置に関する啓発                   | 5 6 |
| 2          | 武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発    | 5 6 |
| 3          | 市町村における国民保護に関する啓発              | 5 7 |
| <b>第3編</b> | <b>武力攻撃事態等への対処</b>             | 5 8 |
| <b>第1章</b> | <b>初動体制の迅速な確立及び初動措置</b>        | 5 8 |
| 1          | 事態認定前における島根県危機管理対策本部等の設置及び初動措置 | 5 8 |
| 2          | 県対策本部に移行する場合の調整                | 6 0 |
| 3          | 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置      | 6 0 |
| <b>第2章</b> | <b>県対策本部の設置等</b>               | 6 2 |
| 1          | 県対策本部の設置                       | 6 2 |
| 2          | 通信の確保                          | 6 7 |
| <b>第3章</b> | <b>関係機関相互の連携</b>               | 6 9 |
| 1          | 国の対策本部との連携                     | 6 9 |

|            |                             |       |
|------------|-----------------------------|-------|
| 2          | 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請 | 6 9   |
| 3          | 自衛隊の部隊等の派遣要請等               | 7 0   |
| 4          | 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託       | 7 0   |
| 5          | 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請       | 7 1   |
| 6          | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請        | 7 1   |
| 7          | 県の行う応援等                     | 7 2   |
| 8          | ボランティア団体等に対する支援等            | 7 3   |
| 9          | 住民への協力要請                    | 7 3   |
| <b>第4章</b> | <b>警報及び避難の指示等</b>           | 7 4   |
| <b>第1節</b> | <b>警報の通知及び伝達</b>            | 7 4   |
| 1          | 警報の通知等                      | 7 4   |
| 2          | 市町村長の警報伝達の基準                | 7 5   |
| 3          | 緊急通報の発令                     | 7 7   |
| <b>第2節</b> | <b>避難の指示等</b>               | 7 8   |
| 1          | 避難措置の指示                     | 7 8   |
| 2          | 避難の指示                       | 7 9   |
| 3          | 県による避難住民の誘導の支援等             | 8 6   |
| 4          | 避難実施要領                      | 9 0   |
| 5          | 避難所等における安全確保等               | 9 2   |
| <b>第5章</b> | <b>救援</b>                   | 9 3   |
| 1          | 救援の実施                       | 9 3   |
| 2          | 関係機関との連携                    | 9 4   |
| 3          | 救援の内容                       | 9 6   |
| 4          | 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項       | 9 8   |
| 5          | 救援の際の物資の売渡し要請等              | 9 9   |
| <b>第6章</b> | <b>安否情報の収集・提供</b>           | 1 0 0 |
| 1          | 安否情報の収集                     | 1 0 0 |
| 2          | 総務大臣に対する報告                  | 1 0 1 |
| 3          | 安否情報の照会に対する回答               | 1 0 1 |
| 4          | 日本赤十字社に対する協力                | 1 0 2 |
| 5          | 市町村による安否情報の収集及び提供の基準        | 1 0 3 |
| <b>第7章</b> | <b>武力攻撃災害への対処</b>           | 1 0 4 |
| <b>第1節</b> | <b>生活関連等施設の安全確保等</b>        | 1 0 4 |
| 1          | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方           | 1 0 4 |
| 2          | 武力攻撃災害の兆候の通報                | 1 0 4 |
| 3          | 生活関連等施設の安全確保                | 1 0 4 |
| 4          | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除       | 1 0 7 |
| <b>第2節</b> | <b>武力攻撃原子力災害への対処</b>        | 1 1 0 |
| 1          | 武力攻撃原子力災害への対処への基本的考え方       | 1 1 0 |
| 2          | 武力攻撃原子力災害に対する体制の整備          | 1 1 1 |

|      |                            |       |
|------|----------------------------|-------|
| 3    | 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報及び実施体制の確立 | 1 1 3 |
| 4    | 応急対策等                      | 1 1 5 |
| 第3節  | NBC攻撃による災害への対処             | 1 1 7 |
| 1    | NBC攻撃による災害への対処             | 1 1 7 |
| 第4節  | 応急措置等                      | 1 2 0 |
| 1    | 退避の指示                      | 1 2 0 |
| 2    | 知事、市町村長の事前措置               | 1 2 1 |
| 3    | 警戒区域の設定                    | 1 2 2 |
| 4    | 応急の使用又は収用（応急公用負担等）         | 1 2 3 |
| 5    | 消防に関する措置等                  | 1 2 4 |
| 第8章  | 被災情報の収集及び報告                | 1 2 7 |
| 第9章  | 保健衛生の確保その他の措置              | 1 2 8 |
| 1    | 保健衛生の確保                    | 1 2 8 |
| 2    | 廃棄物の処理                     | 1 2 8 |
| 3    | 文化財の保護                     | 1 2 9 |
| 第10章 | 国民生活の安定に関する措置              | 1 3 1 |
| 1    | 生活関連物資等の価格安定               | 1 3 1 |
| 2    | 避難住民等の生活安定等                | 1 3 2 |
| 3    | 生活基盤等の確保                   | 1 3 3 |
| 第11章 | 交通規制                       | 1 3 5 |
| 第12章 | 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理       | 1 3 7 |
| 第4編  | 復旧等                        | 1 4 0 |
| 第1章  | 応急の復旧                      | 1 4 0 |
| 1    | 基本的考え方                     | 1 4 0 |
| 2    | ライフライン施設の応急の復旧             | 1 4 0 |
| 3    | 輸送路の確保に関する応急の復旧等           | 1 4 1 |
| 第2章  | 武力攻撃災害の復旧                  | 1 4 2 |
| 1    | 基本的考え方                     | 1 4 2 |
| 第3章  | 国民保護措置に要した費用の支弁等           | 1 4 3 |
| 1    | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求  | 1 4 3 |
| 2    | 損失補償、実費弁償及び損害補償            | 1 4 3 |
| 3    | 総合調整及び指示に係る損失の補てん          | 1 4 3 |
| 4    | 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等       | 1 4 4 |
| 第5編  | 緊急処理事態への対処                 | 1 4 5 |
| 1    | 緊急処理事態                     | 1 4 5 |
| 2    | 緊急処理事態における警報の通知及び伝達        | 1 4 5 |

## 用語集

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 計画の概要

### 1 島根県国民保護計画の目的、策定の背景、位置づけ

#### (1) 島根県国民保護計画の目的

島根県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）は、武力攻撃事態等において県民の生命、身体及び財産を保護するため、国、県、市町村及び関係機関の役割、県民の協力、武力攻撃事態等における県民の避難及び救援等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他県が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に必要な事項について定めるものである。

#### (2) 県国民保護計画策定の背景

平成 13 年に発生した米国同時多発テロや武装不審船事案等、従来からは想定し得なかった危機に直面し、国家レベルでのこうした事態に係る態勢の整備が重要となっている。

こうした情勢を踏まえ、国は、平成 15 年 6 月、我が国が武力攻撃された場合等の対処について定めた、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）を制定し、さらに翌平成 16 年 6 月には、武力攻撃や大規模テロから国民の生命、身体及び財産を守るため、避難や救援等の仕組みを定めた、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）（以下「国民保護法」という。）を制定するなど、国全体での態勢整備に取り組み、その一環として、県は県国民保護計画を作成することとなった。

#### (3) 県国民保護計画の位置づけ

県は、国民保護法第 34 条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

### 2 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月）（以下「基本指針」という。）及び県国民保護計画に基づき、県民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

### 3 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定めるものとし、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

### 4 島根県地域防災計画等との関連

県国民保護計画は、国民保護法に基づく武力攻撃事態等における特有の事項について定めるものであり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく台風や地震などの自然災害等における対処等について定めた島根県地域防災計画とは別の法体系によるものである。

しかしながら、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等これらへの対処については類似性が考えられるため、県国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じ島根県地域防災計画等の関連規定を準用するなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

### 5 県国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、島根県国民保護協議会（以下「県国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

#### (2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は不要）。

## 6 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。



## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 県民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、県民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の緊密な連携体制の整備に努める。

### (5) 県民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、県民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、県民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化およびボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体、NPO 等への支援に努める。

### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### (7) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、要配慮者\*1）への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

- ＊1 要配慮者：高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時において迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

日本に居住し、又は滞在している外国人についても、国民保護措置を適用することとし、この計画の対象とする。

なお、外国人に対する国民保護措置の実施にあたっては、日本語の情報が十分理解できない外国人の保護について留意する。

(10) 長い海岸線を持つ地形上の特性に基づく危険性への特別な配慮

東西に細長い本県は、日本海に面した長い海岸線を有しており、特に沿岸部における武力攻撃事態時の危険性に留意する。

(11) 隠岐諸島の住民の避難及び救援等の実施に係る特別な配慮

本県は、日本海沖に隠岐諸島を有しており、国民保護措置の実施に当たっては離島の特性に十分配慮する必要がある。特に住民の避難については、全住民の避難のための体制整備に努める。

(12) 原子力発電所の立地に伴う国民保護措置の実施に係る特別な配慮

島根原子力発電所について、武力攻撃事態等においてもその安全確保は重要課題である。甚大な被害が想定される武力攻撃原子力災害発生時における県民への情報伝達や避難指示等の国民保護措置の実施はもとより、平素から関係機関と連携を図るなど、備えや予防についても特別に配慮する。

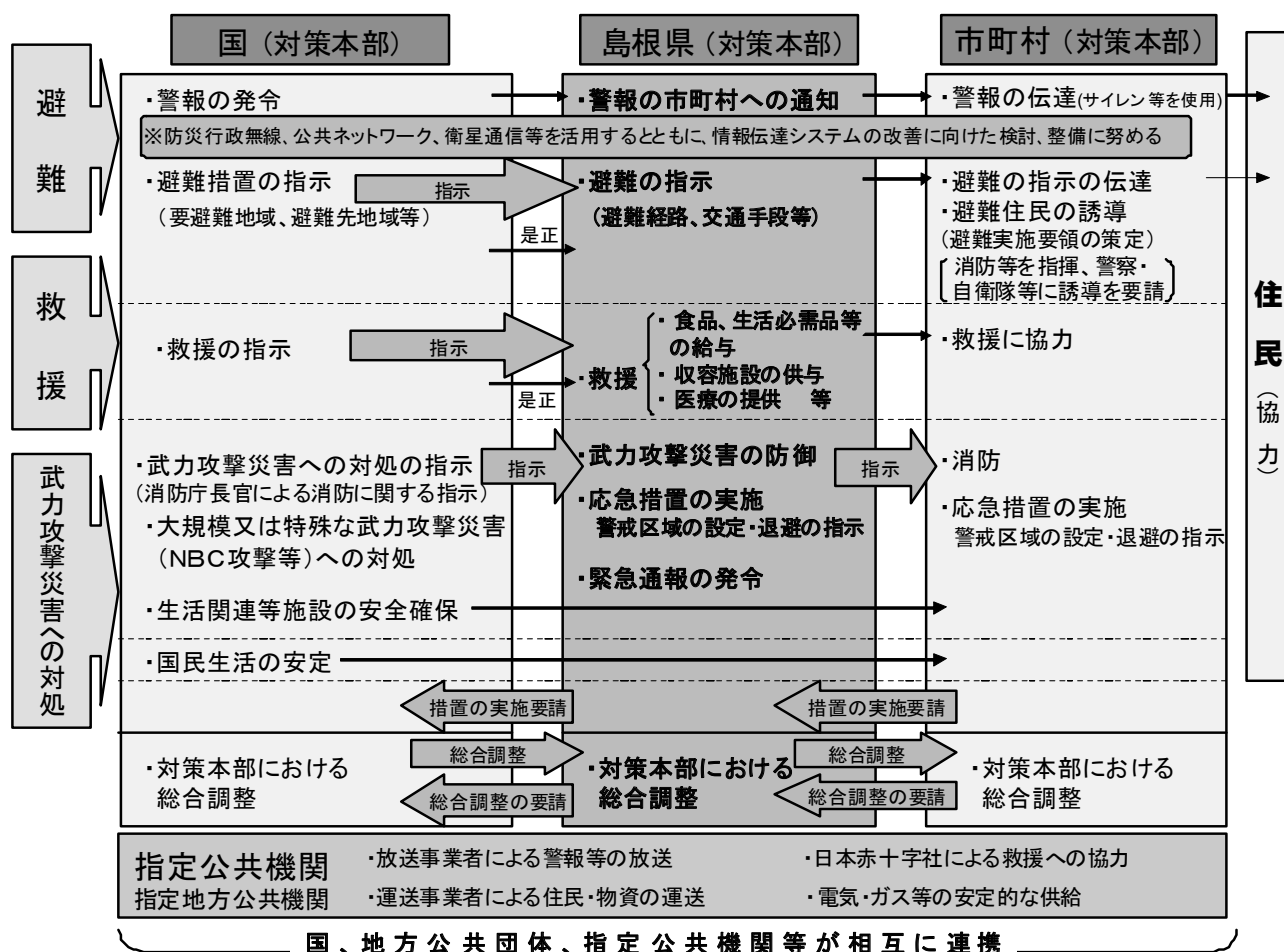
(13) 本県の交通状況にかんがみる避難及び運送に係る特別な配慮

本県は、道路・鉄道等の陸上交通網の整備が遅れており、高速かつ大量の輸送能力が十分でないため、海路及び空路を含めた総合的な運用により、より安全かつ迅速な避難及び緊急物資の運送等の実施に努める。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、下図のとおりである。

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 島 根 県 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol> |

【市町村】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市 町 村 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol> |

【指定地方行政機関】

| 機関の名称                                                             | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中国管区警察局                                                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</li> <li>4 警察通信の確保及び統制</li> </ol>      |
| 中国総合通信局                                                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成</li> </ol> |
| 中国財務局<br>(松江財務事務所)                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付</li> <li>2 金融機関等に対する特別措置の指示</li> <li>3 国有財産の無償貸付等</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</li> </ol>        |
| 神戸税関<br>(浜田税関支署)<br>(境税関支署)                                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸入物資の通関手続</li> </ol>                                                                                                            |
| 中国四国厚生局                                                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療の指導及び監督</li> <li>2 感染症の発生及びまん延の防止</li> <li>3 保健衛生の確保</li> </ol>                                                               |
| 島根労働局                                                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の雇用対策</li> </ol>                                                                                                             |
| 中国四国農政局<br>(島根県拠点)                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</li> <li>2 農業関連施設の応急復旧</li> </ol>                                                                          |
| 近畿中国森林管理局<br>(島根森林管理署)                                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</li> </ol>                                                                                                 |
| 中国経済産業局                                                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給の確保</li> <li>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ol>                                                   |
| 経済産業省中国四国産業<br>保安監督部                                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保</li> <li>2 鉱山における災害時の応急対策</li> </ol>                                                   |
| 中国地方整備局<br>(浜田河川国道事務所)<br>(出雲河川事務所)<br>(松江国道事務所)<br>(境港湾・空港整備事務所) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ol>                                          |
| 中国運輸局<br>(島根運輸支局)                                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整</li> <li>2 運送施設及び車両の安全保安</li> </ol>                                                                                 |

|                                                        |                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪航空局<br>(美保空港事務所)                                     | 1 飛行場使用に関する連絡調整<br>2 航空機の航行の安全確保                                                                                                                                        |
| 東京・福岡航空交通管制部                                           | 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置                                                                                                                                                     |
| 大阪管区气象台<br>(松江地方气象台)                                   | 1 気象状況の把握及び情報の提供                                                                                                                                                        |
| 第八管区海上保安本部<br>(浜田海上保安部)<br>(境海上保安部)<br>(境海上保安部隠岐海上保安署) | 1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達<br>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保<br>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等<br>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示<br>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 |
| 中国四国地方環境事務所                                            | 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供<br>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集                                                                                                        |
| 中国四国防衛局                                                | 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整<br>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整                                                                                                                           |

### 【指定公共機関及び指定地方公共機関】

| 機関の名称                                | 事務又は業務の大綱                                                           |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 【災害研究機関】                             | 1 武力攻撃災害に関する指導、助言等                                                  |
| 【放送事業者】                              | 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送                    |
| 【運送事業者】                              | 1 避難住民及び緊急物資の運送<br>2 旅客及び貨物の運送の確保                                   |
| 【電気通信事業者】                            | 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力<br>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い |
| 【電気事業者】                              | 1 電気の安定的な供給                                                         |
| 【ガス事業者】                              | 1 ガスの安定的な供給                                                         |
| 【水道事業者】<br>【水道用水供給事業者】<br>【工業用水道事業者】 | 1 水の安定的な供給                                                          |
| 日本郵政株式会社                             | 1 郵便の確保                                                             |
| 【一般信書便事業者】                           | 1 信書便の確保                                                            |
| 【病院その他の医療機関】                         | 1 医療の確保                                                             |
| 【河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者】                | 1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理                                               |
| 日本赤十字社                               | 1 救援への協力<br>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答                                    |
| 日本銀行                                 | 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節<br>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持    |

## 第4章 県の地理的、社会的特徴

### (1) 地勢

島根県は中国地方の北に偏する中国山地(1,000～1,300m 級)の北側を占める東西約 230 kmの細長い地形であり、東は鳥取県、西は山口県、南は広島県にそれぞれ接し、北は日本海に面している。

中国山地から分かれて北に延びる幾多の支脈及びその間を縫う浸食谷や断層谷が錯綜しており、平坦地は少ないが、主な平野部としては出雲平野、松江平野、安来平野及び益田平野があげられる。

河川は、中国山地の主脈に源を発し、山間の狭い地帯を急流するものが多く、水量は豊富である。一級河川は3水系あり、西から高津川水系(92 河川)、江の川水系(124 河川)及び斐伊川水系(240 河川)である。

県東部の島根半島は標高 300～500m 級の山地が急傾斜で日本海に没する典型的なリアス式海岸が連続し、半島西端から山口県境までは砂浜や一部リアス式海岸の混在する海岸であり、海岸線の総延長は約 560 kmに及ぶ。

島根半島の北方の日本海上に隠岐諸島(竹島を含む。)があり、その海岸線総延長は約 470 kmである。

[島根県地勢図]



## (2) 気候

島根県東部・西部の気候は日本海型気候に属し、暖候期(4～9月)には地域的な差異はあまりないが、寒候期(10～3月)は、日本海からの気流がもたらす影響で東部ほど雪や雨が多くなる。

一方、隠岐諸島は海洋性気候で、夏は比較的涼しいのが特徴である。

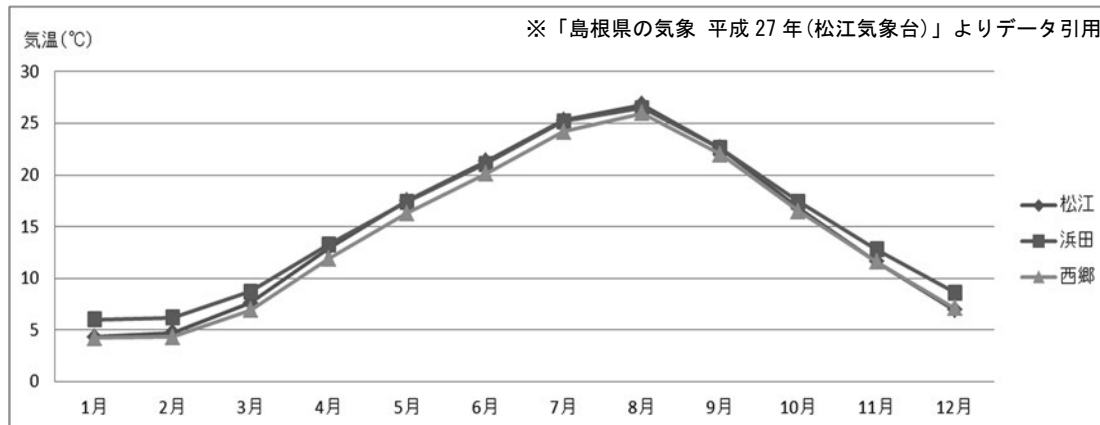
年平均気温(平年値)は、松江 14.9℃、浜田 15.5℃、西郷 14.3℃、山間部では 12～13℃位である。

年降水量(平年値)は、松江 1787.2mm、浜田 1663.8mm、西郷 1794.8mm であるのに対して、西部の山間部では 2000mm 以上の所がある。6月上旬から7月中旬にかけての梅雨期間には、年間降水量のおよそ 1/3 が降り、特に梅雨末期にはたびたび集中豪雨の被害を受けている。

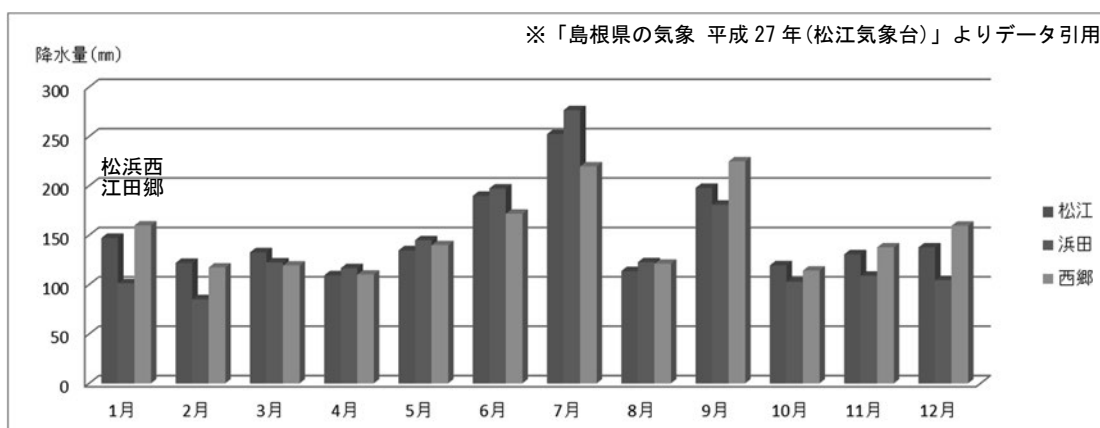
近年の主な気象災害は、以下のとおり。

- ・昭和 58 年 7 月及び昭和 63 年 7 月の県西部における記録的な豪雨による水害
- ・平成 3 年 9 月の台風第 19 号による記録的な強風害
- ・平成 18 年豪雪による雪害
- ・平成 18 年 7 月豪雨による水害
- ・平成 22 年末から平成 23 年 1 月豪雪による雪害
- ・平成 25 年 7 月および 8 月豪雨による水害

[月別平均気温(平年値)]



[月別平均降水量(平年値)]



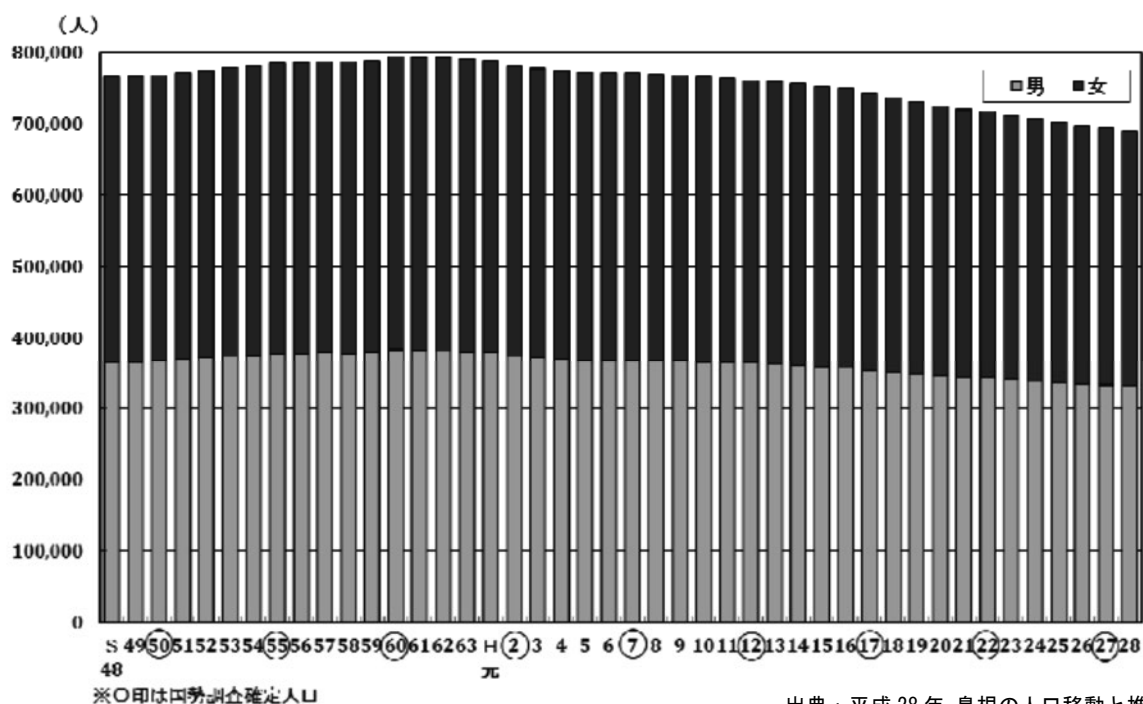


### (3) 人口

平成 28 年 10 月 1 日現在の県推計人口は 689,817 人で、昭和 61 年以降連続して減少し続けており、山間部の町村でその傾向が顕著である。

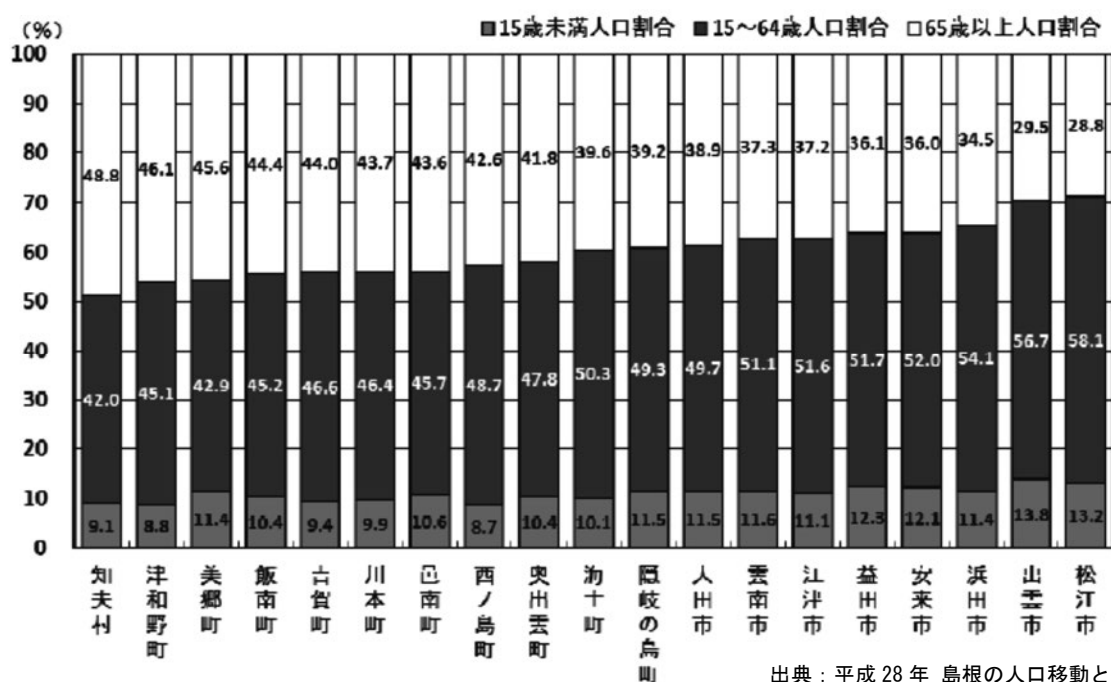
65 歳以上人口は、15 歳未満人口を大きく上回る 225,394 人で、その割合は 33.1 %と全国有数の高齢化の進んだ県である。（全国平均は 26.6%、平成 27 年国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）による）。

〔人口の推移〕



出典：平成 28 年 島根の人口移動と推計人口

〔市町村・年齢別人口割合〕



#### (4) 道路

県内の道路網は、高速自動車国道 4 路線 130.2 km、一般国道 13 路線 958.3 km、県道 236 路線 2,501.6 km 及び市町村道 34,917 路線 14,699.0 km の 18,289 km に及ぶ。(平成 27 年 4 月 1 日現在 ただし高速分は平成 28 年 4 月 1 日現在)

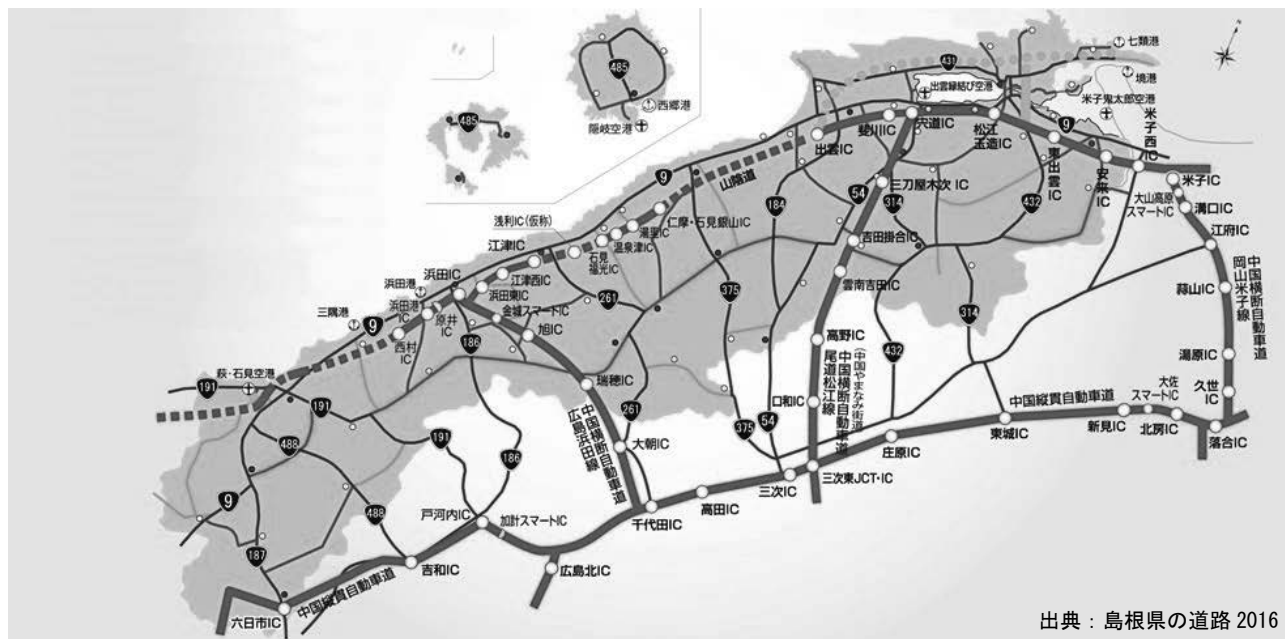
高規格幹線道路としては、既に供用した中国縦貫自動車道(県内延長 22.3 km)、中国横断自動車道広島浜田線(県内延長 36.4 km)、中国横断自動車道尾道松江線(県内延長 53.5 km) 及び山陰自動車道・宍道 JCT～出雲 IC(延長 18.0 km) があり、併せて 130.2 km を供用している。その他の一般国道の自動車専用道路として、一般国道 9 号安来道路(延長 18.6 km)、松江道路(延長 9.6 km)、仁摩温泉津道路(延長 11.8 km)、江津道路(延長 14.5 km)、浜田道路(延長 5.9 km)、浜田三隅道路(延長 8.1 km) 及び益田道路(延長 4.3 km) が供用している。

広域幹線道路としては、日本海沿いの主要都市を東西に結び山口県と鳥取県に繋がっている国道 9 号、中国山地を横断し、山陰と山陽を南北に結ぶ国道 54 号などの一般国道がある。

また、これらの幹線と有機的に連絡し、県内の主要拠点を結ぶ主要地方道と一般県道、さらには国道と県道を補完し生活の支えとなる市町村道により県内の道路網が構成されている。

しかしながら、高規格幹線道路の整備率、一般道路の 2 車線改良率ともに全国平均に比べて低く、道路整備が大きく立ち遅れている現状にあり、今後の整備が急がれる。

[道路網概況図]



## (5) 鉄道、港湾、漁港、空港

### ア 鉄道

県内の鉄道路線は、ＪＲ山陰本線が東西に貫き、支線として山口線が山口方面に、三江線・木次線が広島方面にそれぞれ繋がっている。私鉄は、一畑電車が出雲市～松江市間で運行されている。

しかしながら、ＪＲ線のごく一部区間が複線化されているものの、ほとんどが単線であり、高速かつ大量の輸送能力は極めて低い。

[鉄道路線図]



出典：島根県交通対策課ＨＰ

### イ 港湾、漁港、空港

県には重要港湾４港を含む９０港があり、全国で３番目に港湾が多い都道府県となっている。それぞれの港湾は、海上交通、貨物の輸送交流の拠点として、本県産業・経済の発展の最前線としての役割を果たしている。

さらに、漁港の総数も８３を数え、うち県管理の漁港は２８漁港である。

隠岐諸島と本土間には、隠岐航路が運航されている。

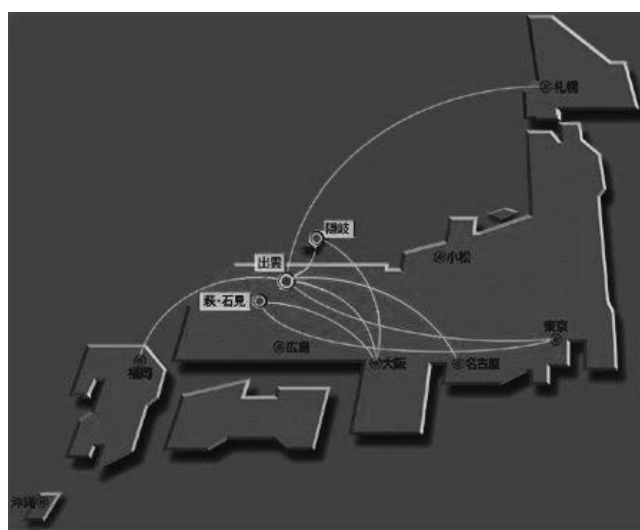
また、空港については出雲、石見、隠岐空港の３空港が整備され、東京、大阪等の大都市間に定期便が就航し、高速交通の拠点として重要な役割を果たしている。

[隠岐航路図]



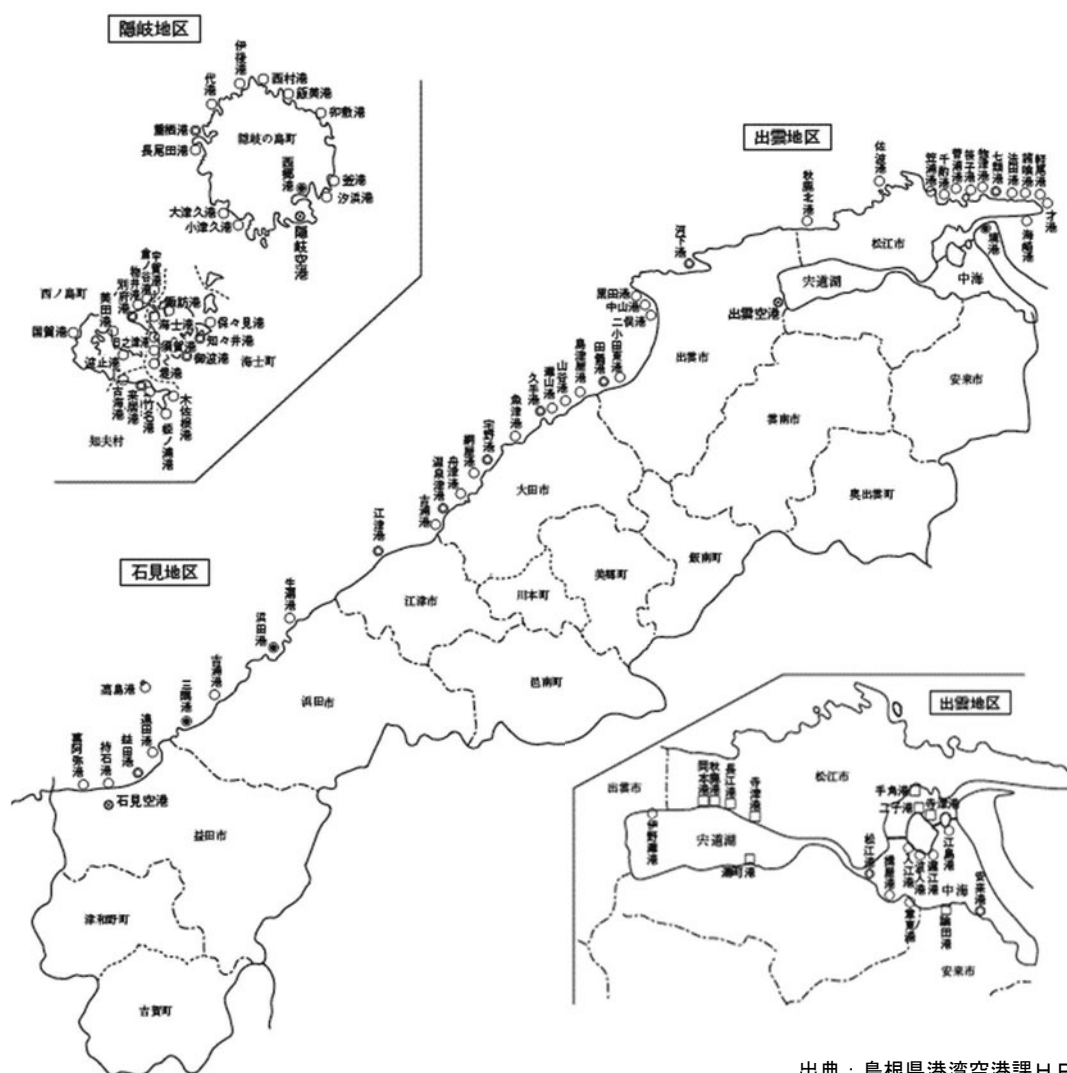
出典：島根県港湾空港課HP

[航空路線図]



出典：島根県交通対策課HP

[港湾・空港位置図]



出典：島根県港湾空港課HP

(6) 原子力発電所、火力発電所

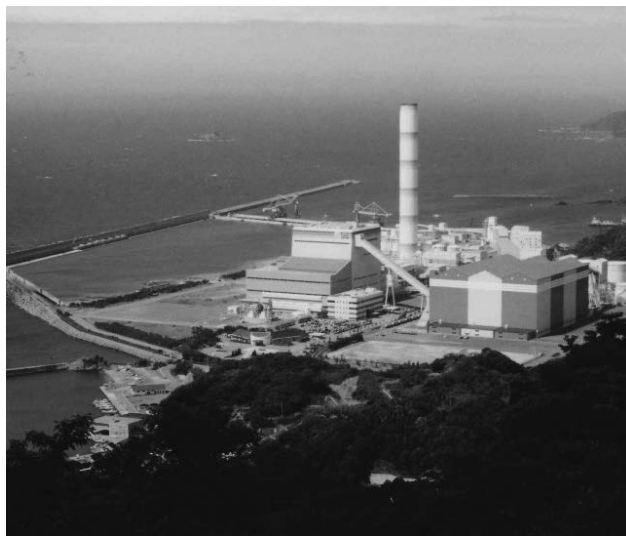
県内の重要施設たる中国電力㈱島根原子力発電所が松江市鹿島町に立地している。

1号機(電気出力46万kW)は昭和49年、2号機(電気出力82万kW)は平成元年にそれぞれ営業運転を開始(1号機は平成27年4月30日に営業運転終了)し、さらに同敷地内に、3号機(電気出力137万3千kW)が建設中である。

また、浜田市三隅町には中国電力㈱三隅火力発電所(電気出力100万kW)が立地している。



中国電力(株)島根原子力発電所(松江市鹿島町)



中国電力(株)三隅火力発電所(浜田市三隅町)

(7) 自衛隊施設

県内の自衛隊施設は、陸上自衛隊出雲駐屯地が出雲市に、航空自衛隊高尾山分屯基地が松江市にそれぞれ所在する。

なお、鳥取県米子市に所在する陸上自衛隊米子駐屯地及び同県境港市に所在する航空自衛隊美保基地は、隣県施設ではあるが当県との関係は深い。

## 第5章 県国民保護計画が対象とする事態

### 1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を想定する。

#### (1) 着上陸侵攻

他国が占領等の目的を持って、我が国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態をいう。主として、爆弾、砲弾等による施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力関連施設、危険物施設等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。一般的に、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

通常、着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高く、事前の準備が可能と考えられるが、日本海に面する長い海岸線や隠岐諸島を有し、また原子力発電所が設置されている本県においては、敵国による船舶・戦闘機の集結状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等の情報収集を迅速に行い、その兆候の早期発見に努める必要がある。上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部は当初の侵攻目標となりやすいため警戒が必要である。侵攻の状況に応じては、武力攻撃予測事態における住民の避難を実施したり、隠岐諸島の全住民の避難を行うなど広域的な避難を実施することも想定される。

広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊を我が国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃等）を行う事態をいう。一般的に、事前の識別は困難で、警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、隠匿・奇襲的に攻撃が行われ、突発的に被害が生ずることも考えられる。

攻撃は、小人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、ダーティボム等が使用された場合や原子力発電所等が攻撃目標となった場合は、二次災害の発生も予想される。本県における攻撃目標としては、鉄道、橋りょう、ダム、原子力発電所等が考えられるが、予想される被害の大きさ等から特に原子力発電所に対する注意が必要である。

ゲリラや特殊部隊の危機が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、県警察は、市町村（消防機関を含む。）、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講

じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市町村長又は知事は退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う必要がある。

### (3) 弾道ミサイル攻撃

長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、我が国に向け発射し攻撃を行う事態をいう。一部が、島根県に着弾することも想定される。

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。

弾頭の種類は、通常弾頭、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em－Net）等を使用した迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

### (4) 航空攻撃

我が国の領土上空に航空機等で侵入し、上空から地上あるいは海上の目標に対して爆弾を投下する等の攻撃を行う事態をいう。弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも想定される。

攻撃目標は航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、市街地やライフラインのインフラ施設が目標となる可能性が考えられる。

通常爆弾による攻撃の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるが、NBC弾頭の場合は被害の範囲、様相及び対応が通常弾頭とは大きく異なる。

攻撃目標や弾頭の種類を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地等を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

生活関連施設に対する攻撃の場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要があるが、本県の場合は、島根原子力発電所の安全確保に留意する。

## 2 緊急対処事態

県国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

#### (ア) 原子力事業所等の破壊

大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくするほか、汚染された飲食物の摂取による被ばくが考えられる。

#### (イ) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

爆発及び火災の発生による被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

#### (ロ) 危険物積載船への攻撃

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉鎖、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

#### (ハ) ダムの破壊

貯水の流出による洪水等下流に及ぼす多大な被害が発生するほか、貯水がなくなることによるライフラインへの影響が考えられる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

#### (ア) 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破

#### (イ) 列車等の爆破

爆破による人的被害が発生する。施設が崩壊した場合には、さらなる人的被害が予想される。

### (2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

#### (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。長期的には拡散した放射性物質によるガンの発症等後遺症も考えられる。

#### (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

散布された生物剤による感染症の発生等人的被害が考えられる。散布された物質により症状、対応等は異なるが、強い感染力を持つ生物剤の場合は、二次感染による被害の拡大が予想される。

#### (ロ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

散布された化学剤による中毒症状の発生等人的被害が考えられる。散布され



た物質により症状、対応等は異なる。長期的には化学物質による人体への後遺症や土壌等の環境汚染が考えられる。

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

混入された物質による。上記生物剤・化学剤の場合と同様。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

主な被害は施設の破壊等に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1節 県における組織・体制の整備

##### 1 県の各部局における業務

県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次の業務を行い、表に定めのない事項・業務については、その都度、知事が定める。

##### 【県の各部局における業務】

| 部 局 名 | 実 施 す べ き 業 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全部局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の設置及び避難所における運営・管理の実施（派遣を含む）に関すること</li> <li>・避難所における救援の実施（派遣を含む）に関すること</li> <li>・市町村への救援支援のための派遣及び派遣先での支援活動の実施に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 政策企画局 | <b>【武力攻撃事態等への対処】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長及び副本部長の秘書に関すること（秘書課）</li> <li>・国民保護対策本部等における広報体制の整備に関すること（広聴広報課）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 総務部   | <b>【武力攻撃事態等への対処】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員等に関すること（人事課）</li> <li>・職員の被災状況調査に関すること（人事課）</li> <li>・国民保護対策本部等の後方支援（食料等の供給）に関すること（人事課）</li> <li>・国民保護措置に係る予算措置に関すること（財政課）</li> <li>・庁舎等、県有財産の被害状況の把握、応急対応に関すること（管財課）</li> <li>・仮設トイレの設置に関すること（営繕課）</li> <li>・国民保護活動の拠点となる建築物の被害状況の把握、応急修理に関すること（営繕課）</li> <li>・避難施設の通信の確保に関すること（関係課）</li> </ul> <b>【復旧】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧に係る予算措置に関すること（財政課）</li> <li>・県税の減免措置等に関すること（税務課）</li> <li>・県有財産の修繕、改修に関すること（管財課）</li> <li>・応急仮設住宅の建設及び国民保護活動の拠点となる建築物の復旧に関すること（営繕課）</li> </ul> |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災部   | <p>【平素からの備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護協議会に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 関係機関との連携に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 避難施設の指定等に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 自主防災組織に対する支援等に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 非常通信体制の整備に関する事 (消防総務課・防災危機管理課)</li> <li>・ 国民保護措置に必要な資料の整備等に関する事 (消防総務課・防災危機管理課)</li> <li>・ 国民保護に関する普及及び啓発に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 24時間即応体制の確保に関する事 (防災危機管理課)</li> </ul> <p>【武力攻撃事態等への対処】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護対策本部等に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 警報、緊急通報、避難措置及び退避の指示に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 国民保護措置の総合調整に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 関係機関との連絡調整に関する事 (消防総務課・防災危機管理課)</li> <li>・ 自主防災組織との連携に関する事 (消防総務課)</li> <li>・ 安否情報の収集、整理、報告等に関する事 (消防総務課)</li> <li>・ 武力攻撃原子力災害への対処に関する事 (原子力安全対策課)</li> <li>・ 生活関連等施設の安全確保に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 危険物質等の保安対策に関する事 (消防総務課)</li> <li>・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 武力攻撃原子力災害に係る環境放射線モニタリングに関する事 (原子力安全対策課)</li> <li>・ N B C 攻撃に係る原因物質の調査への協力に関する事 (原子力安全対策課)</li> </ul> <p>【復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る総合的な窓口に関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 総合調整及び指示に係る損失の補てんに関する事 (防災危機管理課)</li> <li>・ 国に対する負担金の請求に関する事 (防災危機管理課)</li> </ul> |
| 地域振興部 | <p>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「全県域W A N」の障害対応に関する事 (情報政策課)</li> <li>・ ホームページによる情報提供の支援及び広報の支援に関する事 (情報政策課)</li> <li>・ 民間輸送力の確保に関する事 (交通対策課)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 環境生活部 | <p>【平素からの備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア団体に対する支援に関する事 (環境生活総務課)</li> </ul> <p>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動への支援等に関する事 (環境生活総務課)</li> <li>・ 生活関連物資等の価格安定に関する事 (環境生活総務課)</li> <li>・ 外国人に対する情報提供に関する事 (文化国際課)</li> <li>・ 廃棄物の処理に関する事 (廃棄物対策課)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康福祉部 | <b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設への給水に関する事 (薬事衛生課)</li> <li>・仮設トイレの衛生管理に関する事 (薬事衛生課)</li> <li>・避難施設における保健衛生の確保に関する事 (薬事衛生課)</li> <li>・防疫対策に関する事 (薬事衛生課)</li> <li>・食品衛生確保対策に関する事 (薬事衛生課)</li> <li>・飲料水の衛生指導に関する事 (薬事衛生課)</li> <li>・医療の提供及び助産に関する事 (医療政策課・関係課)</li> <li>・医薬品及び衛生材料の調達に関する事 (薬事衛生課)</li> <li>・住民の健康対策（保健指導、栄養指導）に関する事 (健康推進課)</li> <li>・高齢者に対する配慮に関する事 (高齢者福祉課)</li> <li>・被災児童に対する配慮に関する事 (青少年家庭課)</li> <li>・障がい者に対する配慮に関する事 (障がい福祉課)</li> <li>・埋葬及び火葬に関する事 (薬事衛生課)</li> <li>・日本赤十字社との連携に関する事 (地域福祉課)</li> </ul> |
| 農林水産部 | <b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧の確保（流通）及びあっせんに関する事 (農産園芸課)</li> <li>・被災家畜の収容等に関する事 (畜産課)</li> <li>・木材、薪炭の調達に関する事 (林業課)</li> <li>・漁船に関する事 (水産課)</li> <li>・農産物の技術指導に関する事 (農業経営課)</li> <li>・農林水産施設等の応急及び復旧対策に関する事 (各担当課)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 商工労働部 | <b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品の確保（流通）に関する事 (中小企業課)</li> <li>・観光客に対する情報提供に関する事 (観光振興課)</li> <li>・商工業の復旧に関する事 (各担当課)</li> <li>・被災者の雇用対策に関する事 (雇用政策課)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 土木部   | <b>【武力攻撃事態等への対処】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の状況把握、応急対策に関する事 (道路維持課)</li> <li>・港湾、空港の状況把握、応急対策に関する事 (港湾空港課)</li> <li>・土木資機材の調達等に関する事 (土木総務課)</li> <li>・土地等の使用に関する事 (用地対策課)</li> <li>・応急公用負担に関する事 (用地対策課)</li> <li>・住宅の応急修理に関する事 (建築住宅課)</li> </ul> <b>【復旧】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設の復旧に関する事 (各担当課)</li> <li>・土木資機材の調達等に関する事 (土木総務課)</li> <li>・災害公営住宅の供給及び既存公営住宅の復旧に関する事 (建築住宅課)</li> </ul>                                                                                                                           |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出納局   | <b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b><br>・庁用自動車の運行に関する事 (会計課)<br>・負担金、義援金等の出納に関する事 (会計課・審査指導課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 企業局   | <b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b><br>・県営発電施設の安全確保に関する事 (施設課)<br>・県営発電施設及び県営上水道施設の保全及び復旧に関する事 (施設課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 教育委員会 | <b>【平素からの備え】</b><br>・学校における児童生徒等の安全確保、災害対応能力育成に必要な教育に関する事 (学校企画課・教育指導課・特別支援教育課)<br><br><b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b><br>・被災児童生徒の応急教育に関する事 (教育指導課・特別支援教育課)<br>・被災児童生徒に対する学用品の給与に関する事 (学校企画課・教育指導課・特別支援教育課)<br>・児童生徒に対する心のケアに関する事 (教育指導課・特別支援教育課・保健体育課)<br>・公立学校への警報等の伝達に関する事 (総務課)<br>・学校施設、教育施設の被害状況の把握、応急対策及び復旧に関する事 (各担当課)<br>・文化財の保護及び復旧に関する事 (文化財課)                                                                                                            |
| 警察本部  | <b>【武力攻撃事態等への対処・復旧】</b><br>・警備本部の設置、運営に関する事 (警備第二課)<br>・情報の収集、分析、検討に関する事 (警備第一課)<br>・被災者の捜索、救出及び死体の収容に関する事 (警備第二課)<br>・立入制限区域の指定、警戒区域の設定に関する事 (警備第二課・交通規制課)<br>・放射性物質等による汚染の拡大の防止に関する事 (警備第二課・交通規制課)<br>・住民等の避難誘導に関する事 (警備第二課・地域課)<br>・交通規制、交通の確保に関する事 (交通規制課)<br>・緊急通行車両の確認に関する事 (交通規制課)<br>・特殊標章等（赤十字標章等を除く）の交付及び管理に関する事 (警備第二課)<br>・死体の身元確認、検視に関する事 (捜査第一課)<br>・自主防犯組織、ボランティア団体との連携に関する事 (生活安全企画課)<br>・避難所等の安全確保に関する事 (地域課)<br>・被災地域の警戒等、秩序の維持に関する事 (地域課) |

## 2 県職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の実施

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、職員による当直体制を実施する。

### (3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

#### 【職員参集基準】

| 体 制          | 参 集 基 準                                                  |
|--------------|----------------------------------------------------------|
| ①担当課体制       | 消防総務課及び防災危機管理課職員が参集                                      |
| ②県危機管理連絡会議体制 | 原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、定める |
| ③県危機管理対策本部体制 |                                                          |
| ④県国民保護対策本部体制 | すべての県職員が本庁又は出先機関等に参集                                     |

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体 制 の 判 断 基 準                                    | 体 制          |
|-------|--------------------------------------------------|--------------|
| 事態認定前 | 県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合                    | ①担当課体制       |
|       | 我が国の周辺地域で、今後我が国に対する武力攻撃等に発展する恐れがあるとみられる事態が発生した場合 | ②県危機管理連絡会議体制 |
|       | 我が国に対する武力攻撃等とみられる事態が発生した場合                       | ③県危機管理対策本部体制 |
| 事態認定後 | 県国民保護対策本部設置の通知がない場合                              | ③県危機管理対策本部体制 |
|       | 県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合                             | ④県国民保護対策本部体制 |

①、②、③の体制を整えるかどうかの判断は、それぞれ、防災危機管理課長、防災部長、知事が行う。

県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を別に定める。

### (4) 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、島根県国民保護対策本部長等の代替職員については、以下のとおりとする。

【島根県国民保護対策本部長等の代替職員】

| 名 称       | 代替職員（第1順位） | 代替職員（第2順位） | 代替職員（第3順位） |
|-----------|------------|------------|------------|
| 本部長（知事）   | 副知事        | 防災部長       | 総務部長       |
| 副本部長（副知事） | 防災部長       | 総務部長       | 防災危機管理課長   |
| 本部員（各部長）  | 各部次長       | 各部主管課長     | 各部主管課長代理   |

(6) 職員の服務基準

県は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、島根県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・交代要員の確保その他職員の配置
- ・食料、燃料等の備蓄
- ・自家発電設備の確保
- ・仮眠設備等の確保 等

### 3 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を防災危機管理課に開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

| 手 続 項 目                |                                                                             | 担 当 課                            |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 損失補償                   | 特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）<br>特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）                          | 農産園芸課<br>薬事衛生課<br>中小企業課<br>土木総務課 |
|                        | 土地等の使用に関する事。（法第82条）                                                         | 用地対策課                            |
|                        | 応急公用負担に関する事。（法第113条第3項）                                                     | 用地対策課                            |
|                        | 車両等の破損措置に関する事。<br>（法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段）                     | 県警警備第二課                          |
|                        |                                                                             |                                  |
| 実費弁償<br>（法第159条第2項）    | 医療の実施の要請等に関する事。（法第85条第1・2項）                                                 | 医療政策課                            |
| 損害補償<br>（法第160条）       | 国民への協力要請によるもの<br>（法第70条第1・3項、115条第1項）<br>（123条第1項）<br>（123条第1項）<br>（80条第1項） | 県警警務課<br>健康推進課<br>薬事衛生課<br>該当課   |
|                        | 医療の実施の要請等によるもの（法第85条第1・2項）                                                  | 医療政策課                            |
| 不服申立てに関する事。（法第6条、175条） |                                                                             | 該当課                              |
| 訴訟に関する事。（法第6条、175条）    |                                                                             | 該当課                              |

#### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、島根県公文書の管理に関する規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。



#### 4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、県国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 国の機関との連携

#### (1) 指定行政機関との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

#### (2) 防衛省・自衛隊との連携

ア 県は、自衛隊の部隊等の避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対応、武力攻撃災害の応急の復旧等の国民保護等派遣の要請が円滑に実施できるよう、平常時よりその想定を行うとともに、防衛省・自衛隊との緊密な連携を図る。

イ 県は、円滑に自衛隊の国民保護等派遣を受けられることができるよう、国民保護計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、自衛隊の作業が他の関係機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整えるものとする。

#### (3) 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

### 3 他の都道府県との連携

#### (1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

#### (2) 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」(平成24年3月31日締結)、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」(平成24年3月31日締結)及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(平成24年5月18日締結)に基づき、平常時から、関係各課と連携を図り、武力攻撃事態等において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するとともに、可能な限りその運用計画の具体化に努める。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

#### (3) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、広域的な派遣体制を確保するため、警察庁等と連携して、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、装備資機材の充実、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

#### (4) 近接する都道府県の間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する鳥取県、広島県、山口県、岡山県及び兵庫県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物兵器による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、保健環境科学研究所等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (5) 他の都道府県に対する事務の委託

県は、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を他の都道府県に委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

### 4 市町村との連携

#### (1) 市町村の連絡先の把握等

県は、区域内の市町村との緊密な連携を図る。

なお、市町村の連絡先は、資料編に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的

に最新の情報への更新を行う。

特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防広域応援体制

被害が複数の市町村の区域にまたがり、又は市町村のみの消防力をもっては対処することが出来ない場合は、消防組織法第 39 条の規定に基づく市町村間の相互応援又は消防組織法第 43 条の規定に基づく非常事態の場合の知事の指示により、県内の広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急度に応じて、消防組織法第 44 条の規定に基づき、知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

(7) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

## 5 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、資料編に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

### (2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

### (3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、県は、都市部の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 6 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア団体、NPO 等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3節 通信の確保

### 1 県における通信の確保

#### (1) 防災行政無線・衛星通信ネットワークの活用

県は、武力攻撃事態等において、県と市町村間の情報通信手段として主に防災行政無線・衛星通信ネットワークを活用することから、その運用管理に十分配慮する。

また、県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うことができるよう、最新の技術を導入し、情報通信手段の多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、連絡体制の向上に努めるとともに、設備の信頼性の向上を目指し、最新のデジタル技術を導入するなど機器の整備を促進する。

#### (2) 非常通信の活用

県は、武力攻撃事態等により平素から整備している通信手段が途絶した場合に備え、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として関係省庁や電気通信事業者等で構成されている非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、非常通信協議会による通信訓練に積極的に参加することなどにより、日常から非常通信体制確立の習熟を図る。

#### (3) 通信の確保に当たっての留意事項

県は、通信の確保に当たっては、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### ア 施設・設備面

- (ア) 非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- (イ) 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- (ウ) 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- (エ) 被災現場の状況をヘリコプターテレビ映像伝送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムを活用する。
- (オ) 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
- (カ) 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)や緊急情報ネットワークシステム(E m - N e t)等の国における様々な通信手段との連携を図る。
- (キ) 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底等を行う。

## イ 運用面

- (ア) 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (イ) 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- (ウ) 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- (エ) 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- (オ) 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- (カ) 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- (キ) 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

## 2 県警察における通信の確保

県警察は、管区警察局等と連携して応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

また、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備に関する対策を推進する。

## 3 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

また、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を導入している市町村にあっては、同システムに対応した体制を確保するものとする。

## 第4節 情報収集・提供等の体制整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、防災行政無線、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、携帯端末のメール機能等の通信手段を活用して、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、県は県防災ヘリのヘリコプターテレビ映像伝送システムを活用して、迅速な情報収集・連絡を行う。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供並びに武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、要配慮者に対しての確実な情報伝達に留意する。

#### (3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

#### (4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ映像伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を行う。

### 2 警報等の通知に必要な準備

#### (1) 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、別に定める。

#### (2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。



### (3) 市町村に対する支援

県は、市町村が要配慮者に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

## 3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

## 4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

### (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県が行う安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同条に規定する様式第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は、知事が適当と認める方法により行う。

なお、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書である。

【収集・報告すべき情報】

ア 避難住民（負傷した住民も同様）

- (ア) 氏名
- (イ) フリガナ
- (ウ) 出生の年月日
- (エ) 男女の別
- (オ) 住所（郵便番号を含む。）
- (カ) 国籍
- (キ) (ア)～(カ)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (ク) 負傷（疾病）の該当
- (ケ) 負傷又は疾病の状況
- (コ) 現在の居所
- (サ) 連絡先その他必要情報
- (シ) 親族・同居者への回答の希望
- (ス) 知人への回答の希望
- (セ) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

イ 死亡した住民

- （上記(ア)～(キ)、(サ)に加えて）
- (リ) 死亡の日時、場所及び状況
- (ロ) 遺体が安置されている場所
- (ハ) 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

【様式第 1 号】

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（      年      月      日      時      分）

|                                                              |                             |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ① 氏 名                                                        |                             |
| ② フリガナ                                                       |                             |
| ③ 出生の年月日                                                     | 年      月      日             |
| ④ 男女の別                                                       | 男                      女    |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。）                                               |                             |
| ⑥ 国籍                                                         | 日本      その他（      ）         |
| ⑦ その他個人を識別するための情報                                            |                             |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当                                                  | 負傷                      非該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況                                                  |                             |
| ⑩ 現在の居所                                                      |                             |
| ⑪ 連絡先その他必要情報                                                 |                             |
| ⑫ 親族・同居者からの照会があれば、<br>①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。    | 回答を希望しない                    |
| ⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を<br>回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。          | 回答を希望しない                    |
| ⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。 | 同意する<br><br>同意しない           |
| ※備考                                                          |                             |

（注 1） 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

【様式第 2 号】

様式第 2 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（      年      月      日      時      分）

|                                         |                                  |
|-----------------------------------------|----------------------------------|
| ① 氏 名                                   |                                  |
| ② フ リ ガ ナ                               |                                  |
| ③ 出 生 の 年 月 日                           | 年      月      日                  |
| ④ 男 女 の 別                               | 男                      女         |
| ⑤ 住 所（郵便番号を含む。）                         |                                  |
| ⑥ 国 籍                                   | 日 本      そ の 他（      ）           |
| ⑦ その他個人を識別するための情報                       |                                  |
| ⑧ 死 亡 の 日 時、場 所 及 び 状 況                 |                                  |
| ⑨ 遺 体 が 安 置 さ れ て い る 場 所               |                                  |
| ⑩ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報                   |                                  |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意。 | <div>同意する</div> <div>同意しない</div> |
| ※ 備 考                                   |                                  |

- （注 1） 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- （注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- （注 3） 「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- （注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

|          |  |     |  |
|----------|--|-----|--|
| ⑪の同意回答者名 |  | 連絡先 |  |
| 同意回答者住所  |  | 続柄  |  |

- （注 5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

【様式第 3 号】

| ①氏名 | ②フリガナ | ③出生の年月日 | ④男女の別 | ⑤住所 | ⑥国籍 | ⑦その他個人を識別するための情報 | ⑧負傷(疾病)の該当 | ⑨負傷又は疾病の状況 | ⑩現在の居所 | ⑪連絡先その他必要情報 | ⑫親族・同居者への回答の希望 | ⑬知人への回答希望 | ⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 | 備考 |
|-----|-------|---------|-------|-----|-----|------------------|------------|------------|--------|-------------|----------------|-----------|---------------------------|----|
|     |       |         |       |     |     |                  |            |            |        |             |                |           |                           |    |
|     |       |         |       |     |     |                  |            |            |        |             |                |           |                           |    |
|     |       |         |       |     |     |                  |            |            |        |             |                |           |                           |    |
|     |       |         |       |     |     |                  |            |            |        |             |                |           |                           |    |
|     |       |         |       |     |     |                  |            |            |        |             |                |           |                           |    |
|     |       |         |       |     |     |                  |            |            |        |             |                |           |                           |    |
|     |       |         |       |     |     |                  |            |            |        |             |                |           |                           |    |

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について、「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第 1 条に定める安否情報収集様式（様式第 1 号及び第 2 号）、第 2 条に定める安否情報報告書（様式第 3 号）の周知徹底を図る。

## 5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

### (1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

### (2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

## 6 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

### (2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を下記の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

## 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
〇 〇 県

### 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

### 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

### 3 人的・物的被害状況

| 市町村名 | 人 的 被 害 |           |       |     | 住 家 被 害 |     | その他 |
|------|---------|-----------|-------|-----|---------|-----|-----|
|      | 死 者     | 行方<br>不明者 | 負 傷 者 |     | 全壊      | 半壊  |     |
|      |         |           | 重傷    | 軽傷  |         |     |     |
|      | (人)     | (人)       | (人)   | (人) | (棟)     | (棟) |     |
|      |         |           |       |     |         |     |     |
|      |         |           |       |     |         |     |     |
|      |         |           |       |     |         |     |     |

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

| 市町村名 | 年月日 | 性別 | 年齢 | 概 況 |
|------|-----|----|----|-----|
|      |     |    |    |     |
|      |     |    |    |     |
|      |     |    |    |     |

## 7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第5節 研修及び訓練

### 1 研修

#### (1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、自治大学校、消防大学校等の国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 県の研修機関における研修の活用

県は、自治研修所等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 県における訓練の実施

県は、区域内の市町村とともに、国、隣接県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせるシミュレーション訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練

イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練



### (3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者による客観的な評価や参加者等からの意見聴取などを通じて、国民保護計画や各種マニュアルの内容を検証し、必要に応じた見直しを行う。
- エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

ア 県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

##### (ア) 県の地図

- ・各対策本部員が同一の地図を共有できるよう、卓上に広げることが可能な大きさの地図
- ・地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの

##### (イ) 区域内の人口分布

- ・市町村ごとの人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ

##### (ウ) 区域内の道路網のリスト

- ・避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト

##### (エ) 輸送力のリスト

- ・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
- ・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ

##### (オ) 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）

- ・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト

##### (カ) 備蓄物資、調達可能物資のリスト

- ・備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト

##### (キ) 生活関連等施設等のリスト

- ・知事の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの

##### (ク) 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

- ・特に、地図や各種のデータ等は、県対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。

#### (2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

## 2 救援に関する基本的事項

### (1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

#### ア 県対策本部において集約すべき基礎的資料

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備する。

- (ア) 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
  - ・特に、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等
- (イ) 備蓄物資、調達可能物資のリスト
  - ・特に、大量の食料や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網を把握
  - ・仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等
- (ウ) 関係医療機関のデータベース
  - ・災害拠点病院やN B C 攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ
  - ・N B C の専門知識を有する医療関係者のリスト
- (エ) 救護班のデータベース
- (オ) 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- (カ) 墓地及び火葬場等のデータベース
  - ・墓地及び火葬場等の所在並びに対応可能数等

### (2) 電気通信事業者との協議

県は、避難所等における避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

### (3) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を整備するよう努める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、N B C 攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

### (4) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

### 3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や中国運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

ア 把握しておくべき輸送力に関する情報

- (ア) 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- (イ) 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

#### (2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、中国運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

ア 把握しておくべき輸送施設に関する情報

- (ア) 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- (イ) 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- (ウ) 港湾・漁港 (港湾・漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- (エ) 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

#### (3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

#### (4) 隠岐諸島における留意事項

県は、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日付け閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、全住民の避難のための体制を整備する。この場合において、県は、指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握する。

ア 把握しておくべき情報

(ア) 輸送手段

(イ) 想定される避難先までの輸送経路

(ウ) 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制

(エ) 島内にある港湾、空港等までの輸送体制など

#### 4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域的な交通管理体制の整備に努める。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

#### 5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所、避難所の指定状況等地域の実状を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。

ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設等人の生命および身体に危険を及ぼすおそれのある場所や施設を避難施設として指定しないよう配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

キ 市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

ク 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するよう配慮する。

ケ 学校を避難所として指定する場合および学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

### (3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

### (4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

### (5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施

設のデータベース化)を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

## 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、避難行動要支援者\*1）の避難方法等について配慮するものとする。

\*1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

(2) 避難行動要支援者への配慮

市町村は、避難行動要支援者の避難を適切に行うため、地域住民、目玉防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等の対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するものとする。

(3) 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(4) 市町村長が実施する救援

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

## 第3章 生活関連等施設の把握等

### 第1節 生活関連等施設の把握等

#### 1 生活関連等施設の把握

##### (1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、施設の種類、名称、所在地、管理者名、連絡先、危険物質等の内容物及び施設の規模について整理する。

#### 【施設の種類及び所管省庁】

| 国民保護法施行令 | 各号  | 施 設 の 種 類                                               | 所管省庁名       |
|----------|-----|---------------------------------------------------------|-------------|
| 第27条     | 1号  | 発電所、変電所                                                 | 経済産業省       |
|          | 2号  | ガス工作物                                                   | 経済産業省       |
|          | 3号  | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池                                      | 厚生労働省       |
|          | 4号  | 鉄道施設、軌道施設                                               | 国土交通省       |
|          | 5号  | 電気通信事業用交換設備                                             | 総務省         |
|          | 6号  | 放送用無線設備                                                 | 総務省         |
|          | 7号  | 水域施設、係留施設                                               | 国土交通省       |
|          | 8号  | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設                                   | 国土交通省       |
|          | 9号  | ダム                                                      | 国土交通省       |
| 第28条     | 1号  | 危険物                                                     | 総務省消防庁      |
|          | 2号  | 毒劇物(毒物及び劇物取締法)                                          | 厚生労働省       |
|          | 3号  | 火薬類                                                     | 経済産業省       |
|          | 4号  | 高圧ガス                                                    | 経済産業省       |
|          | 5号  | 核燃料物質(汚染物質を含む。)                                         | 原子力規制庁      |
|          | 6号  | 核原料物質                                                   | 原子力規制庁      |
|          | 7号  | 放射性同位元素(汚染物質を含む。)                                       | 原子力規制庁      |
|          | 8号  | 毒劇物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)) | 厚生労働省、農林水産省 |
|          | 9号  | 電気工作物内の高圧ガス                                             | 経済産業省       |
|          | 10号 | 生物剤、毒素                                                  | 各省庁(主務大臣)   |
|          | 11号 | 毒性物質                                                    | 経済産業省       |



(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等（海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署の長をいう。以下同じ。）に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

## 2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の特性、周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

## 3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。

## 第2節 県が管理する公共施設等における警戒

県は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などの措置並びに施設の種別等に応じた予防対策を実施する。

市町村が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 食料の備蓄

応急的に必要となる食料を3日分と想定し、県、市町村、県民がそれぞれ1日分を備蓄するよう努める。

#### (3) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

### 2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

#### (1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器および防災用資機材などの物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目を備蓄・整備する。

調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

なお、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材のうち、化学防護服、放射線測定器及び安定ヨウ素剤等、武力攻撃原子力災害への対処に必要なものについては、原子力防災のための備蓄と兼ねる。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

**3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等**

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する上下水道、工業用水道、電気等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

**4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備**

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

## 第5章 国民保護に関する啓発

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

県教育委員会は、国、関係機関等の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

県は、私立学校においても適切な対応が図られるよう要請する。

### 2 武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発

#### (1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、我が国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民が取るべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

#### (2) 運転者の取るべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者が取るべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

### 3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民・児童生徒に対する啓発を行うものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

# 第 3 編 武力攻撃事態等への対処

## 第 1 章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

### 1 事態認定前における島根県危機管理対策本部等の設置及び初動措置

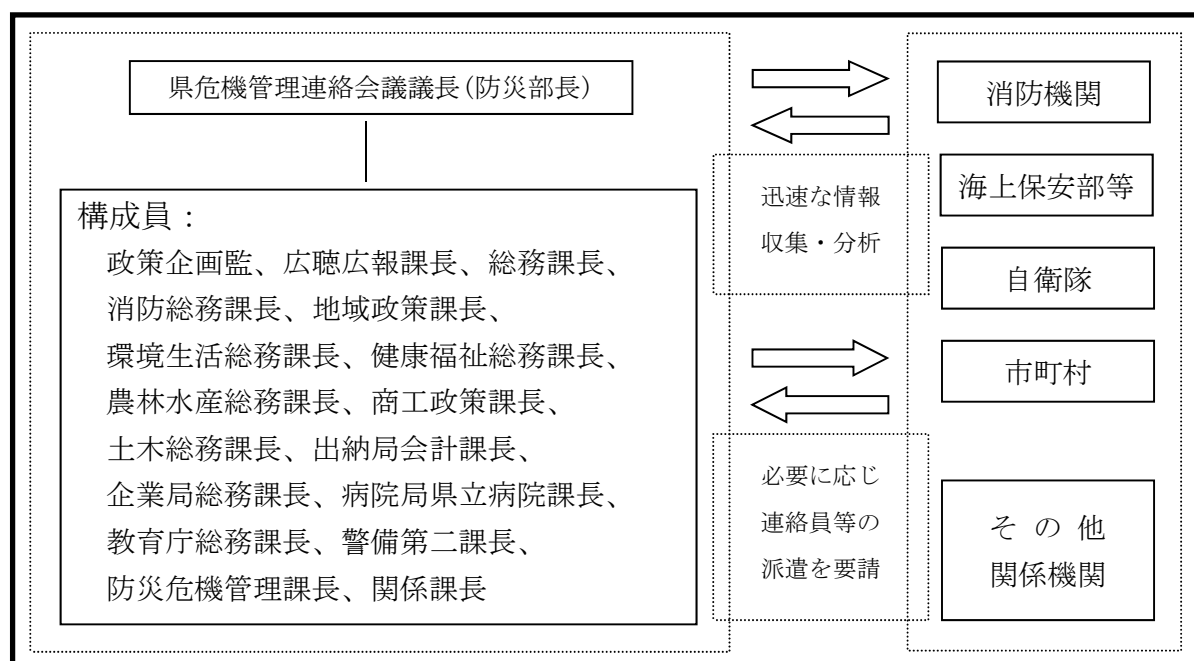
県は、国が武力攻撃事態や緊急対処事態の認定を行う前において、生活関連施設等の占拠、多数の人の監禁・拘束、多数の死傷者等の発生又は建造物の破壊等の事案（以下「危機管理事案」という。）により被害が発生した場合には、県民の生命、身体及び財産を保護するため、適切な初動体制を執る。

#### (1) 島根県危機管理連絡会議の設置

ア 知事は、国及び県警察その他関係機関からの情報により、我が国の周辺地域で、今後我が国に対する武力攻撃等に発展する恐れがあるとみられる事態が発生し、又は発生したとみられる場合においては、的確かつ迅速に対処するため、「島根県危機管理連絡会議」（以下「県危機管理連絡会議」という。）を速やかに設置する。

県危機管理連絡会議は、防災部長、各部主管課長及び関係課長により構成する。

#### 【県危機管理連絡会議の構成】



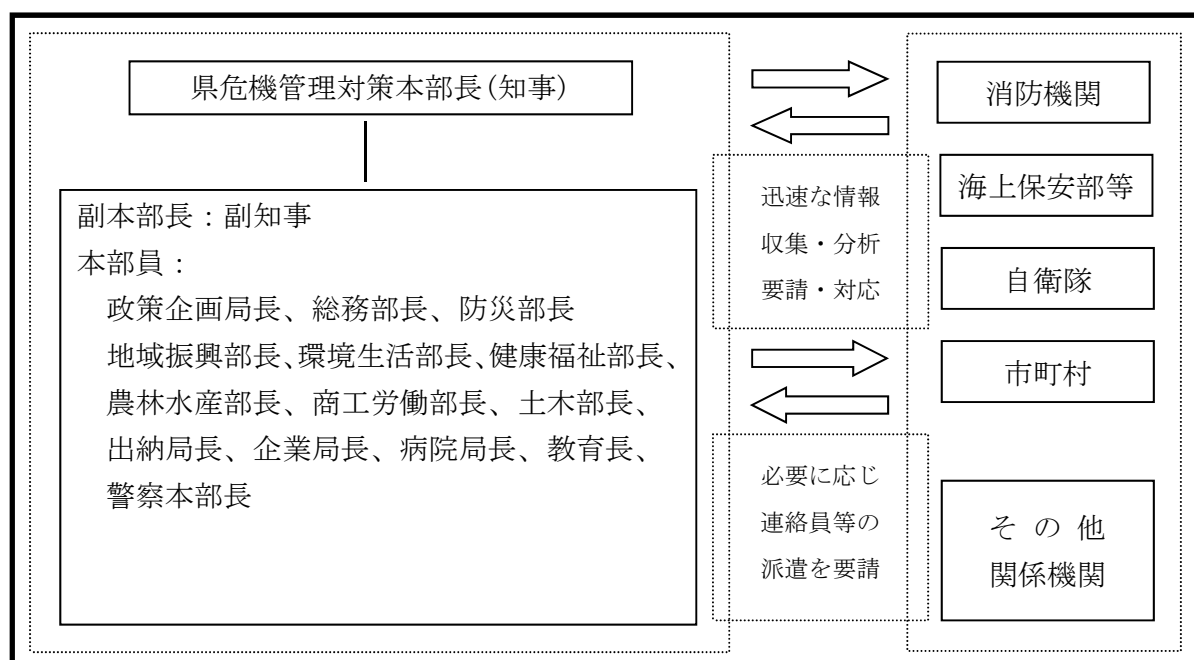
イ 県危機管理連絡会議は、県警察、消防、海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

ウ 県危機管理連絡会議の設置及び運営については、「島根県危機管理連絡会議設置要綱」（平成14年10月18日制定）による。

## (2) 島根県危機管理対策本部の設置

ア 知事は、国及び県警察その他関係機関並びに現場からの情報により、我が国に対する武力攻撃等とみられる事態が発生し、又は発生したとみられる場合には、「島根県危機管理対策本部」（以下「県危機管理対策本部」という。）を速やかに設置する。

### 【県危機管理対策本部の構成】



イ 住民からの通報、市町村からの連絡その他の情報により、県職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を防災危機管理課を通じて知事に報告する。

また、県警察においても、所要の体制を確立する。

ウ 県は、県危機管理対策本部を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して国〔内閣官房〕に連絡する。



エ 県危機管理対策本部は、県警察、消防、海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

オ 県危機管理対策本部の設置及び運営については、「島根県危機管理対策本部設置要綱」（平成 14 年 10 月 18 日制定）による。

### (3) 事態認定前における初動措置

県は、県危機管理連絡会議又は県危機管理対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 123 号）、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

### (4) 関係機関等への支援要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

## 2 県対策本部に移行する場合の調整

(1) 県危機管理連絡会議又は県危機管理対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、都道府県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、県危機管理連絡会議又は県危機管理対策本部は廃止する。

(2) 県は、県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

## 3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(1) 市町村長が県、県警察その他関係機関並びに現場からの情報により、市町村の区域内で危機管理事案の発生を把握した場合は、市町村は、県に準じた対応を取るものとする。

(2) 市町村が「危機管理対策本部（仮称）」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、「危機管理対策本部（仮称）」等は廃止するものとする。

- (3) 県は、(2)の場合において、市町村が市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置を講じている場合は、必要な調整を行うものとする。

## 第2章 県対策本部の設置等

### 1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 都道府県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して都道府県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

イ 知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する（事前に県危機管理連絡会議又は県危機管理対策本部を設置していた場合は、県対策本部に切り替える（前述））。

ウ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集

県対策本部担当者は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。

エ 県対策本部の開設

県対策本部担当者は、県防災センター又は県庁講堂等に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用い、通信状態を点検することにより、通信手段の状態を確認する）。

知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。

また、県対策本部担当者は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

オ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等（ロジスティックの確保）を行う。

カ 本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、以下のとおり県対策本部の予備施設を指定する。

#### 【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、県対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

- 〔第1位〕 島根県松江合同庁舎講堂
- 〔第2位〕 島根県浜田合同庁舎大会議室
- 〔第3位〕 その他の島根県合同庁舎等

武力攻撃による災害等により、これらの指定した予備施設が利用できない場合は、その都度、必要に応じ、予備施設以外の施設の利用を考慮する。

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

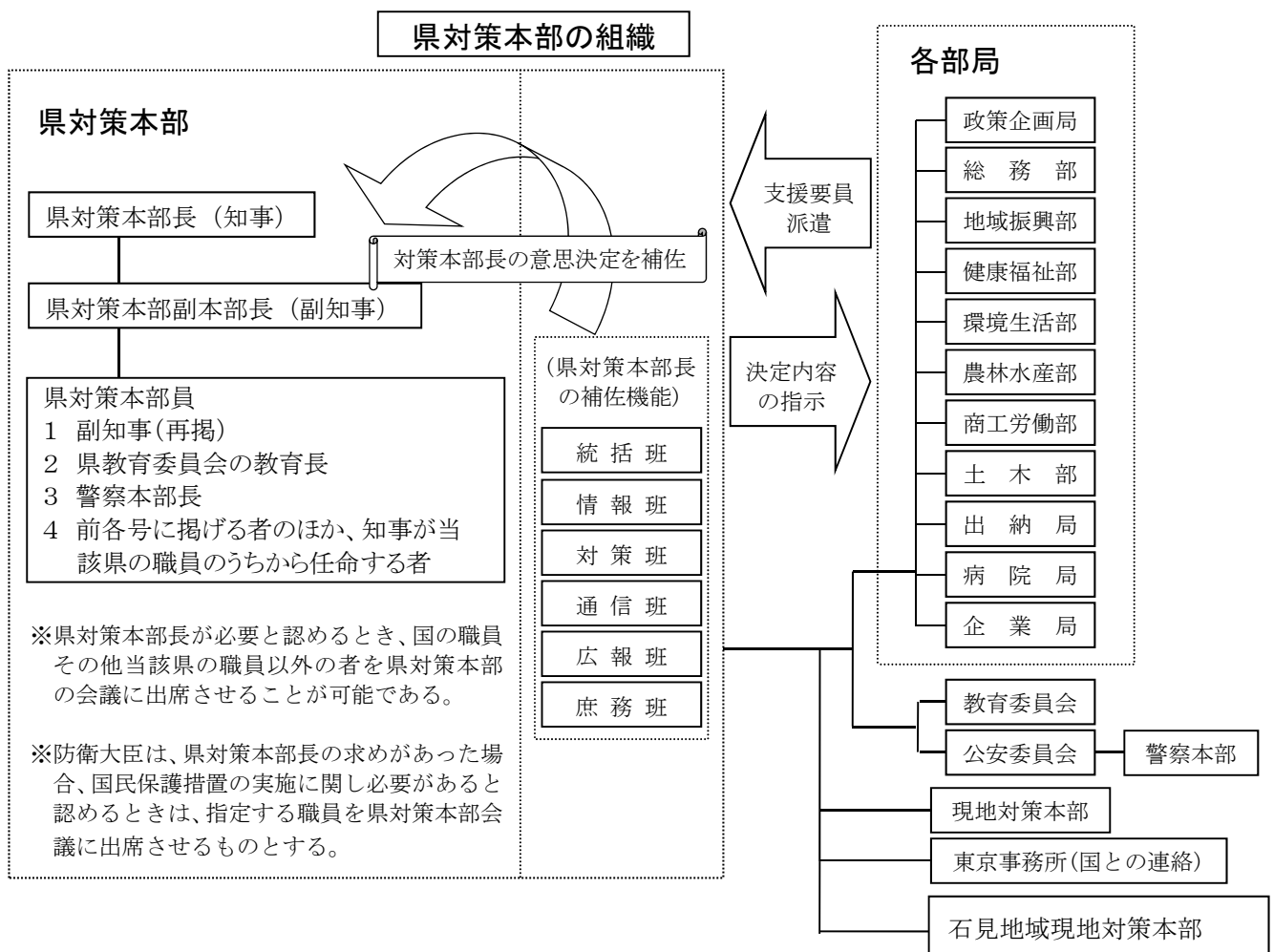
## (2) 都道府県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県が都道府県国民保護対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して都道府県国民保護対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県の区域内の市町村の長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

## (3) 県対策本部の組織構成及び機能

県対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

### ア 県対策本部の組織構成及び各組織の機能



イ 県対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施する（県対策本部には、各部局から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

#### ウ 県対策本部長の補佐機能の編成

| 班 名   | 機 能                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 統 括 班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・ 情報班が収集した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・ 県対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> </ul>                                                                                                                                            |
| 情 報 班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の情報に関する国、他の都道府県、市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報      ○避難や救援の実施状況      ○安否情報</li> <li>○その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>・ 県対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> </ul>                                                   |
| 対 策 班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>・ 他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等広域応援に関する事項</li> <li>・ 指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> <li>・ 県が行う避難の指示に関する市町村及び関係機関等との調整</li> <li>・ 市町村が行う避難の誘導の支援の実施</li> <li>・ 県が行う救援措置の実施</li> <li>・ 救援の措置に係る市町村等との調整並びに要請</li> </ul> |
| 通 信 班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信回線や通信機器の確保</li> <li>・ ヘリコプターテレビ伝送システム等からの映像の収集、配信</li> </ul>                                                                                                                                                                                                |
| 広 報 班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動</li> </ul>                                                                                                                                                                                                          |
| 庶 務 班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県対策本部員や県対策本部職員のローテーション管理</li> <li>・ 食料の調達等庶務に関する事項</li> </ul>                                                                                                                                                                                                 |

#### (4) 県対策本部規程の制定

県対策本部の設置及び運営に関し、この計画及び国民保護法に定めのない事項については、「島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部規程」（以下、「県対策本部規程」という。）に定める。

#### (5) 県対策本部における広報等

ア 県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

## イ 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」に防災部長を充てる。

## ウ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、ケーブルテレビ、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

## エ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。
- (イ) 知事は、県対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等を判断して、必要に応じ、自ら記者会見を行う等の対応を行う。
- (ウ) 避難所等にいる避難者は情報を得る手段が限られていることから、生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

## (6) 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

その他の県現地対策本部の設置及び運営に関する事項は、県対策本部規程に定める。

## (7) 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町村、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（市町村等により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣）し、現地関係機関の間の情報共有及び活動調整を行う。

## (8) 石見地域現地対策本部の設置

知事は、大田地区、川本地区、浜田地区、益田地区のいずれかにおいて、地区本部が設置されたときは、石見地域現地対策本部を設置する。

石見地域現地対策本部の設置及び運営に関する事項は、県対策本部規程に定める。

(9) 県連絡事務所の設置

知事は、国の対策本部等との連絡及び調整を円滑に行うため、県東京事務所に連絡事務所を設置する。

県連絡事務所の設置及び運営に関する事項は、県対策本部規程に定める。

(10) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

イ 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

エ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

オ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

カ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(11) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から都道府県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

この場合において、知事は引き続き国民の保護のため、市町村及び関係機関等との連絡、調整並びに対策の実施が必要と認めるときは、県危機管理対策本部又は県危機管理連絡会議を設置し、必要な対応を行う。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

ア 県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、電話、防災行政無線、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク：総合行政W A N）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

イ 整備・確保する情報通信手段

- ・緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）
- ・全国瞬時警報システム（J－A L E R T）
- ・消防防災無線（消防庁と県相互を結ぶ通信網）
- ・防災行政無線（県と市町村等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・地域衛星通信ネットワーク  
（通信衛星を利用して、消防庁、県、市町村等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・L G W A N（国・都道府県・市町村間を結ぶネットワーク）
- ・県庁内L A N（県庁、支部庁舎等を結ぶメールによるネットワーク）
- ・電話、携帯電話、衛星携帯電話、F A X、インターネット
- ・県の防災情報関連システム 等



(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

(5) 指定地方公共機関における通信の確保

指定地方公共機関は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

## 第3章 関係機関相互の連携

### 1 国の対策本部との連携

#### (1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行うものとし、必要に応じて、連絡事務所を設置し、連絡員を派遣する等、緊密な連携が行える体制を整備する。

#### (2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、県対策本部から、連絡員を派遣し、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

なお、国の現地対策本部において、武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合においては、県対策本部長又は県対策本部長が指名する対策本部員が出席する。

また、国民保護法第105条第1項に規定する放射性物資等の放出又は放出のおそれに関する通報がなされた場合、緊急事態応急対策等拠点施設に現地対策本部が設置されることとなるが、武力攻撃災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置される場合においては、設置に必要な調整を行う。

### 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

#### (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。（各省庁の窓口については、資料編を参照）

#### (2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

#### (1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

ア 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う（防衛省の連絡窓口については資料編を参照）。

ただし、自衛隊の部隊の派遣の要請に当たっては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

(ア) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

ウ 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和26年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 都道府県間の応援

ア 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

イ 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

ウ 応援を求める際の活動の調整や手続きについては、「中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき行う。

## (2) 事務の一部の委託

ア 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

イ 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

## 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

(3) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

- (4) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (5) 知事は、市町村から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

## 7 県の行う応援等

### (1) 他の都道府県に対して行う応援等

ア 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

### (2) 市町村に対して行う応援等

ア 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

ウ 県は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

### (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 8 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア団体、NPO 等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

## 9 住民への協力要請

(1) 県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努力するものとする。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

(2) 県は、(1)の要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1節 警報の通知及び伝達

#### 1 警報の通知等

##### (1) 警報の通知

ア 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を別に定めるところに従って、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に原則として文書をもって通知する。

イ 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

ウ 知事は、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送することとされている。

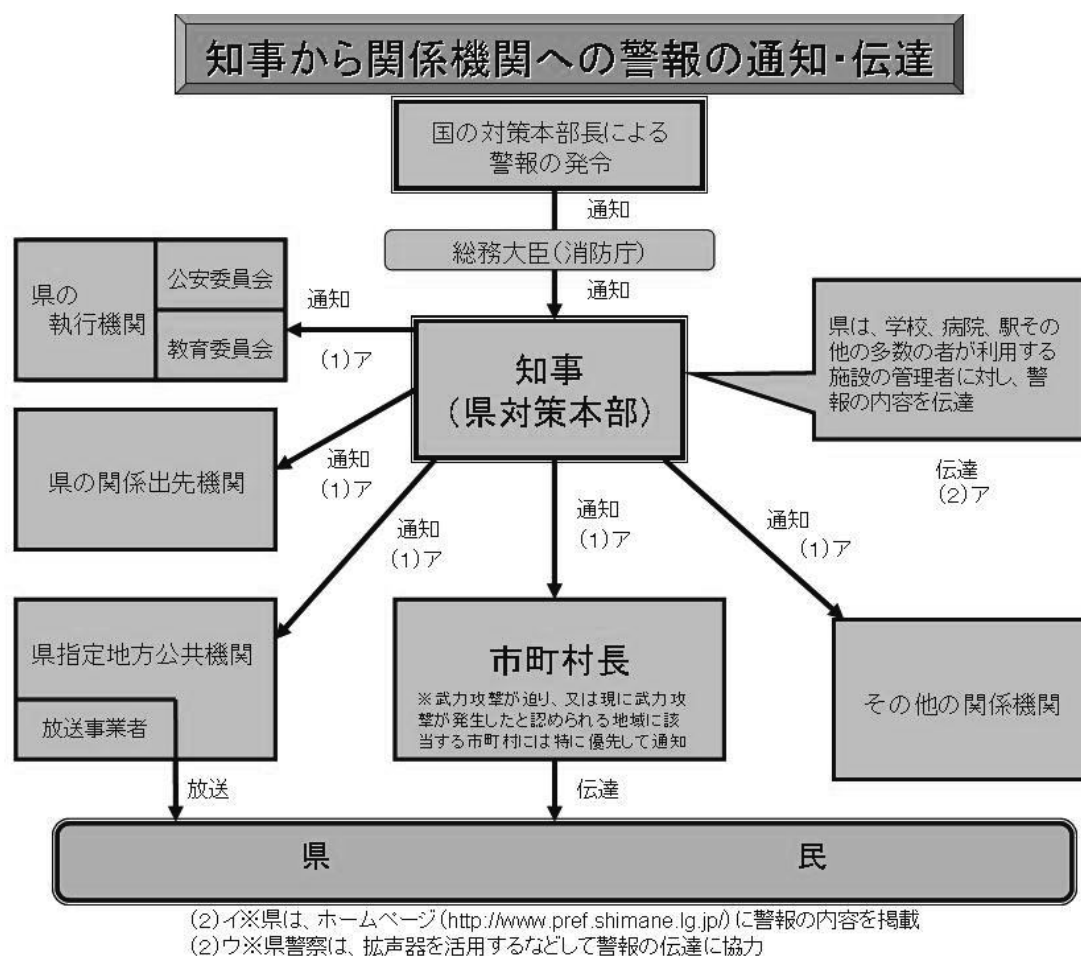
##### (2) 警報の伝達等

ア 県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、第2編第1章第4節2に定めるところにより、警報の内容を伝達する。

イ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/>)に警報の内容を掲載する。

ウ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるように努める。

- (3) 知事から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



## 2 市町村長の警報伝達の基準

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある各種の団体（自治会、自主防災組織等、それぞれの市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段（防災行政無線、有線放送、オフトーク通信、ケーブルテレビ、電話、携帯電話、FAX、ホームページ、メール、広報車等）に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。
- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合  
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発



令された事実等を周知するものとする。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

(イ) なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

(3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、病院、学校や要配慮者に対する伝達に配慮するものとする。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### 3 緊急通報の発令

#### (1) 緊急通報の発令

ア 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

イ この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

#### (2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

#### (3) 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

#### (4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。

## 第2節 避難の指示等

### 1 避難措置の指示

#### (1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

ア 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、県警察、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

イ 避難措置の指示は、次の内容を記載する。

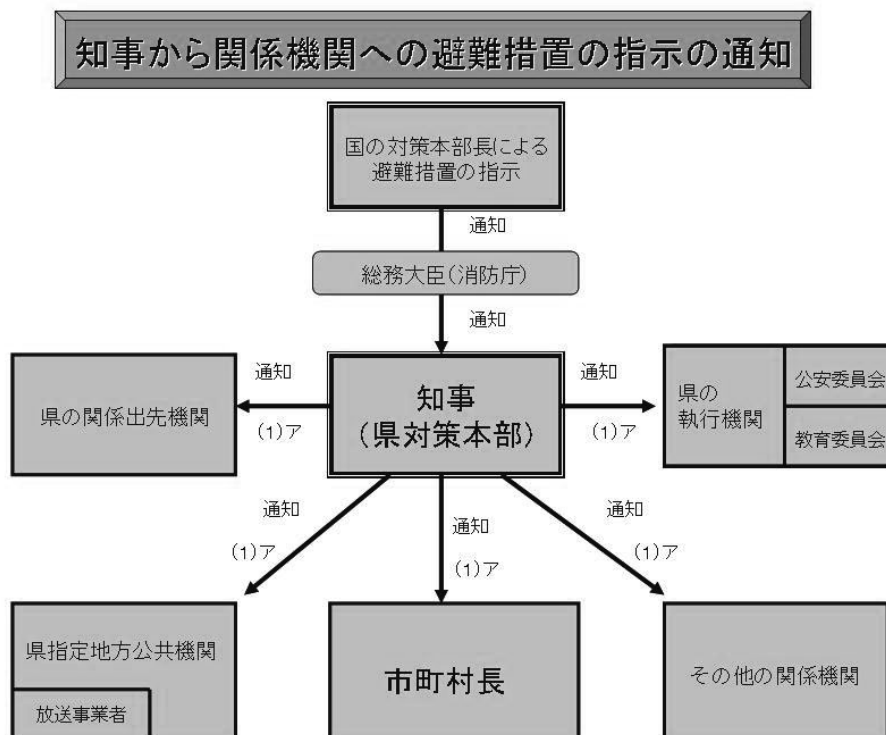
(ア) 住民の避難が必要な地域（要避難地域）

(イ) 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）

(ウ) 関係機関が講ずべき措置の概要

ウ 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

エ 知事から関係機関への避難措置の指示の通知の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

ア 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

イ 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

ウ 通知を受けた場合（ア又はイ以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

(3) 大規模な着上陸侵攻の場合における知事の措置について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うこととされている。

知事は、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行われるよう、避難措置の実施に当たって必要な関連情報を消防庁を通じて国の対策本部長に速やかに提出する。

また、国の避難措置の指示に先立って行われる国の対策本部長の意見聴取に際しては、県民の円滑な避難が実施できるよう、避難経路の確保・輸送手段の確保等について国の対策本部長に必要な要請を行う。

## 2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

ア 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

イ 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料は、第2編第2章に示す（前掲）。

#### ウ 避難の指示に際して調整を要する課題の整理

知事は、あらかじめ、下記に掲げる事項等について、国や市町村、県警察・他関係機関並びに指定地方公共機関等と連絡・調整を行い、避難の指示を行う際の調整が円滑に実施できるよう、配慮する。

##### (ア) 要避難地域に該当する市町村ごとの避難住民数の把握

- ・関係市町村からの最新の情報の入手

##### (イ) 避難のための運送手段の調整

- ・運送事業者との対応可能な輸送力や運送方法についての調整
- ・県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
- ・積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意

##### (ロ) 主要な避難経路や交通規制の調整

- ・県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
- ・道路の状況に係る道路管理者との調整

##### (ハ) 区域内外の避難施設の状況の確認

- ・避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択  
(避難施設データベース策定後においては、当該データベースにより条件を検索し、避難施設の候補施設の選定)

##### (ニ) 国による支援の確認

- ・消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
- ・避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
- ・防衛省への支援要請

##### (ホ) 市町村との役割分担の確認

- ・市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整

##### (ヘ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

- ・県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
- ・国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応  
(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)

#### エ 避難行動要支援者の避難

県は、避難行動要支援者の避難に際しては、誘導方法、運送手段、避難支援等関係者の確保等について、配慮する。

#### オ 動物の保護等に関する配慮

県は、避難が長期化する可能性や危険性等を考慮し、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・飼養等されていた家庭動物、家畜の保護収容等

#### カ 要避難地域の拡大設定

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、この場合にお

いて、知事は、本県の地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要と判断する場合は、当該近接地域の住民に対し、避難を指示する。

## (2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

ア 放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送することとされている。

イ 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

## (3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

ア 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先の都道府県及び避難の経路となる都道府県との間で次の事項に関する協議を実施するものとし、必要に応じ、市町村その他関係機関は協議に参加するものとする。

なお、避難先の都道府県知事等が輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

- ・避難住民数、避難住民の受入予定地域
- ・避難の方法（運送手段、避難経路） 等

イ この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

ウ 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

エ 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らし

て、所要の措置を講ずる。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(7) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

(8) 屋内への避難

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待つて対応する。

(9) 隠岐諸島における住民の避難

ア 知事は、隠岐諸島の住民の避難が必要となる場合には、特に住民の避難のための輸送力を確保する必要があるため、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡し、必要な支援を求める。

(イ) 避難すべき住民の数、想定される避難方法

(ロ) 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

イ 県は、要避難地域を管轄する町村と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるように各島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や各港湾や隠岐空港等までの運送手段、運送経路等）を定める。

ウ 知事は、次の(ア)から(ウ)に掲げる運送を行うことのできる指定公共機関、指定地方公共機関等と連絡を取り、運送に係る個別の調整を行い、避難に必要な輸送力を確保する。

(ア) 島内の各港湾や隠岐空港等までの避難住民の運送

(イ) 島外への避難に係る避難住民の運送

(ウ) 避難先の港湾や空港等から避難所等収容施設への避難住民の運送

この場合において、知事は、国土交通省の必要な支援を得て、運送事業者等との連絡調整を円滑に行う。

エ ウの運送に係る調整の結果、なお輸送力が不足する場合や迅速な避難のため必要があると認められる場合は、県は、既に確保した輸送力に加えて、県有船や防災ヘリコプター等により避難住民の運送を行う。

オ 知事は、隠岐諸島の全住民の避難を短期間に実施する必要がある場合など、ウ及びエによってもなお輸送力が不足する場合は、自衛隊による避難住民の運送等を防衛大臣に対し要請し、併せて第八管区海上保安本部長に対し避難住民の運送を要請するなど、必要な輸送力の確保に努める。

カ 県は、避難に使用する港湾や空港等における船舶及び航空機等の発着並びに避難住民の避難所等への収容が円滑に行われるよう、関係機関と連携してそれぞれの受入体制を整えるための所要の措置を講ずる。

キ 要避難地域を管轄する町村長は、知事による避難の指示の通知を受けて策定した避難実施要領に従い、ウからオにより確保した運送手段を用いて、避難誘導を迅速かつ適切に実施するものとし、知事は、必要と判断する場合や町村長から要請があった場合は、適切な支援を行う。

#### (10) 中山間地域等における自家用車等による避難

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があること、避難に当たっての道路の利用調整などの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられることから、原則として、バス、鉄道等を利用することとするが、半島、中山間地域における住民の避難については、県は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察等関係機関の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。



(11) 自衛隊施設の周辺地域における避難

県内には2施設、県境に隣接して2施設の自衛隊施設が存在するが、これらの施設の周辺地域における住民の避難については、それらの施設が防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、県は、国（内閣官房、消防庁、厚生労働省、防衛省、外務省、警察庁、国土交通省、海上保安庁）及び市町村と避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において、住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国、市町村及び関係機関と必要な調整を行う。

(12) 大規模集客施設及び旅客輸送関連施設における避難

県は、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(13) 帰宅困難者対策

県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るなど必要な対策をとるものとする。

(14) 武力攻撃原子力災害の場合

ア 知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、島根県地域防災計画(原子力災害対策編)に定める対応に準じて避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見ながら、次のような指示を行う。

- ・コンクリート屋内等への屋内避難を指示
- ・事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

イ 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、武力攻撃災害の状況により、国の対策本部からの避難措置の指示を待ついとまがない場合は、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

(15) N B C 攻撃の場合

ア 知事は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。

イ 知事は、国の対策本部長が攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

ウ 知事は、県警察、消防本部等の関係機関等からの通報内容、調査内容を勘案し、武力攻撃の状況により、国の対策本部からの避難措置の指示を待ついとまがない場合は、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

(16) 想定される武力攻撃事態の類型ごとの避難における留意点

ア 着上陸侵攻の場合の避難

(ア) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

(イ) このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の避難

(ア) 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。

この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示を行うこともあり得る。

(イ) ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

(ウ) 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と県警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように広域的な見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

(エ) 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

知事は、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示する。

#### ウ 弾道ミサイルによる攻撃の場合の避難

(7) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

(イ) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

#### エ 急襲的な航空攻撃の場合の避難

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、ウの弾道ミサイルの場合と同様の対応を取る。

#### (17) 積雪時の避難

県は、積雪時における住民の避難に当たっては、避難の経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、それらの事項について十分に配慮する。

積雪が多い地域の市町村においても、避難の誘導に当たり、同様な配慮を行うものとする。

#### (18) 事前の避難に関する広報

県は、避難に関する記事を掲載した県広報誌、国が作成した『避難に当たって国民が留意しておくべき事項』等を参考とし作成する広報資料等を、県民に事前に配布するなど、緊急時の対応の周知について、広報を行い、県民の周知を図る。

#### (19) 避難の指示の解除の伝達・通知・報告

避難の指示の解除の伝達・通知・報告については、避難の指示の発令の伝達・通知・報告と同様とする。

### 3 県による避難住民の誘導の支援等

#### (1) 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域の見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る人員、装備資器材、物資等の資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指

示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

ア 知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

イ 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

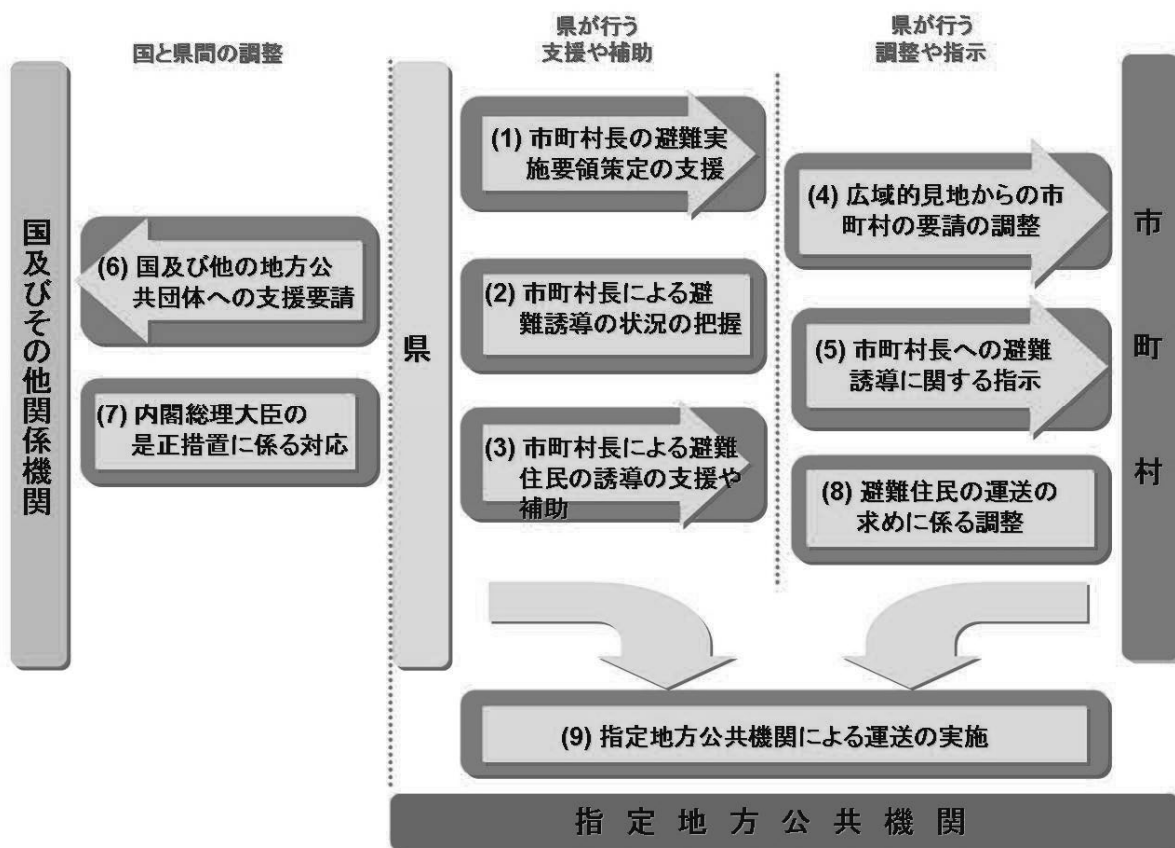
ウ 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(10) 県による避難住民の誘導の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

### 県による避難住民の誘導の支援等



## 4 避難実施要領

### (1) 避難実施要領の策定

ア 市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターン（市町村避難マニュアル）の中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

イ 避難実施要領に定める事項は次のとおりとする。

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

ウ 市町村長は、避難の指示が解除された場合は、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を避難実施要領に準じて策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情（高齢者率、昼夜間の人口等）に応じた適切な避難の実施単位を記載するものとする。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載するものとする。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載するものとする。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載するものとする。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載するものとする。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載するものとする。

キ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載するものとする。

ク 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載するものとする。なお、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するための方法等についても考慮するものとする。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載するものとする。

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載するものとする。

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載するものとする。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述するものとする。

(3) 避難実施要領の例

避難実施要領については、市町村において定められるものであり、本来は市町村国民保護計画に記載されるべき内容であるが、県国民保護計画においても、知事が市町村長に替わって避難の指示を行う場合があるため、標準的な避難実施要領の例を資料編に示す。



## 5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における略奪・破壊行為、救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回や等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地及び避難先において発生しがちな窃盗犯、粗暴犯、悪質商法事犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応するとともに安全安心情報の提供等により住民等の不安の軽減に努める。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

また、知事は、直ちに、当該指示について、県の区域内の市町村長に通知する。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の搜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の搜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 市町村長との救援の役割分担

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、第2編第2章2(4)において市町村長と事前に調整した役割分担に基づいて、その救援に係る措置実施に係る事務の一部を知事に代わって市町村長が行うこととする。この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知するとともに、直ちに公示する。

(3) 市町村による救援の実施に係る指示

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、(2)で市町村長が行うこととした救援に係る事務について、市町村長が当該通知に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう市町村長に指示する。

(4) 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うこととされている。このため、知事は、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を事前に決めておくことは困難であることから、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、平素から、必要な研究・検討を行う。

## 2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、「中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の定める活動の調整や手続きに基づき行う。

(3) 市町村との連携

1 の(2)において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2節3(8)に準じて行う。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

運送事業者である指定地方公共機関は、知事から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、緊急物資の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(7) 医師、看護師その他の医療関係者に対する医療の要請

ア 知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため、必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その医療の提供を行う場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

イ 医師、看護師その他の医療関係者は、知事から医療を行うよう求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるよう努めるものとする。

ウ イの場合において、知事は、医師、看護師その他の医療関係者が正当な理由がないのに医療の要請に応じないときには、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示する。この場合は、医療の提供を行う場所及び期間その他の必要な事項を書面により示す。

エ 県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(8) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表するとともに、ボランティア・センター等へ情報提供する。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備し、ニーズに応じた供給を行う。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設け、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行うとともに、ボランティア・センター等へ情報提供する。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準

ア 知事は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）（以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

イ 知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

#### (2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料（前掲）を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

#### (3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

##### ア 収容施設の供与

- ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・要配慮者への配慮および避難住民等の男女のニーズの違いへの配慮
- ・一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者に対する福祉避難所の供与
- ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、要配慮者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・提供対象人数及び世帯数の把握
- ・救援の実施のため必要となる物資の集積所、荷捌所、医療施設、ヘリポート等の施設との利用調整

##### イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・提供対象人数及び世帯数の把握
- ・引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

- ・要配慮者への十分な配慮
- ・男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等への十分な配慮

#### ウ 医療の提供及び助産、保健衛生の確保

- ・医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・避難住民等の健康状態の把握
- ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保

#### エ 被災者の捜索及び救出

- ・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力

#### オ 埋葬及び火葬

- ・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）参考）
- ・県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- ・避難及び退避等の国民の保護措置を実施するため、埋葬及び火葬するいとまがないときにおける遺体の仮埋葬の実施

#### カ 電話その他の通信設備の提供

- ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・聴覚障がい者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与（対象：小学生・中学生・高校生）

- ・児童生徒の被災状況の把握
- ・不足する学用品の把握
- ・学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理

- ・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報の確認
- ・死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ・死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ・死体の一時保管場所の確保

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・障害物の除去の施工者との調整
- ・障害物の除去の実施時期
- ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

#### 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

## 5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

知事は、下記の措置のうち、特定物資の収用や保管及び土地等の使用を行う際には、原則として文書による公用令書を交付して行うが、所有者等の権利者が不明又は不在の際は、国民保護法に定めるところにより、事後に交付する。

- ・救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ・前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ・特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ・収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ・特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ・特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ・医療の要請及び指示

(2) 指定行政機関の長等への要請等

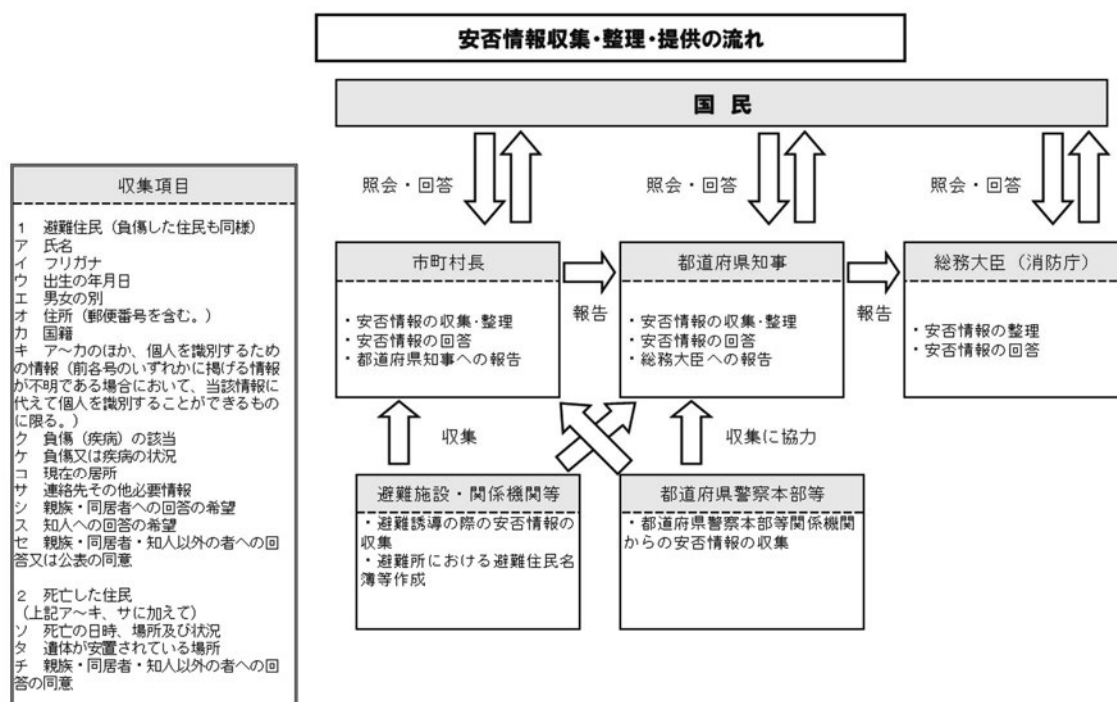
知事は、救援を行うため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の売渡し要請等の実施を要請する。



## 第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて、総務省（消防庁）が運用する安否情報の収集及び提供を行うシステム（以下、「安否情報システム」という。）を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答については、以下のとおり行う。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、県が管理する県立病院、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

なお、安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同条に規定する様式第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は、知事が適当と認める方法により行う。

#### (2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

### (3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（前掲）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システムで消防庁に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

ア 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号（資料編参照）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 安否情報省令に規定する様式第4号に記載する必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）。

## (2) 安否情報の回答

ア 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号（資料編参照）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を速やかに回答する。

イ 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないようにするなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社島根県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3の（２），（３）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

### (1) 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

### (2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 生活関連等施設の安全確保等

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

#### 3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

### (1) 生活関連等施設の状況の把握

ア 県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

イ 知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

ウ 知事は、この場合において、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

### (2) 施設管理者に対する措置の要請

ア 知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

イ 県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

ウ 緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

### (3) 県が管理する施設の安全の確保

ア 知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

イ 知事は、この場合において、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

ウ 知事は、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### (4) 立入制限区域の指定の要請

ア 知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

イ 知事は、この場合において、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があるとは判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

ウ 県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。なお、海上保安部長等も、同様の措置を取ることができることとされている。

#### エ 立入制限区域について

##### (ア) 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が設定する。この場合において生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域をその範囲とする。

##### (イ) 公示等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ、インターネット、県のホームページ等を通じた発表等により公示する。

また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

##### (ウ) 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令を行う。

#### (5) 国の対策本部との緊密な連携

ア 知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

イ 知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

#### (6) 国の方針に基づく措置の実施

ア 知事は、生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

イ 知事は、この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

### 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

#### (1) 危険物質等に関する措置命令

ア 知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の(ア)から(ウ)の措置を講ずべきことを命ずる。

(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

(イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

(ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

イ 既存の法令に基づく措置と(ア)から(ウ)の措置との対応関係は別表のとおり。



【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

ア 下欄の１号、２号、３号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

(ア) １号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

(イ) ２号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

(ウ) ３号 所在場所の変更又はその廃棄

イ 下欄の○は、国民保護法第１０３条第３項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

| 物質の種類                                                                                                               | 区分                                                                                                                                                  | 措置         |    |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|----|
|                                                                                                                     |                                                                                                                                                     | １号         | ２号 | ３号 |
| 消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）                                                                                | 消防法第十一条第一項第一号の消防本部等<br>所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの | 消防法第12条の3  | ○  | ○  |
| 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物<br>営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。） | 毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）<br>毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの                                      | ○          | ○  | ○  |
| 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条第一項の火薬類                                                                                    | 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。                                                                                           | 火薬類取締法第45条 |    |    |
|                                                                                                                     | 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。                                                                                    |            |    |    |
|                                                                                                                     | 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。                                                                                                           |            |    |    |
|                                                                                                                     | 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。                                                                                                                   |            |    |    |

|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                            |                 |   |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---|---|
| 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）                                                                                                                                                                             | 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者または液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 | 高圧ガス保安法<br>第39条 |   |   |
|                                                                                                                                                                                                                                  | 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。                                   |                 |   |   |
|                                                                                                                                                                                                                                  | 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。                                                                                                                                          |                 |   |   |
| 医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）                                                                                                                                                                     | 厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第一項の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）                                                                                                             | ○               | ○ | ○ |
| 備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。<br>2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。 |                                                                                                                                                                                            |                 |   |   |

## (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)(ア)から(ウ)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第2節 武力攻撃原子力災害への対処

本県には、県庁所在地である松江市の中心部から北西方向約8kmの海岸部に、中国電力㈱島根原子力発電所が立地しており、現在、沸騰水型軽水炉2基（1号機（電気出力46万kW）、2号機（電気出力82万kW））が建設されており、3号機（電気出力137万3千kW）が建設中である。

また、県庁所在地に原子力発電所が立地しているため、他の原子力発電所立地県と比較して原子力発電所周辺地域に多数の住民が生活している。

本県には以上のような地域特性があることから、島根原子力発電所を目標にした武力攻撃の可能性を考慮し、対処を検討する必要がある。

原子力発電所に対して武力攻撃が発生した場合に想定される被害については、武器などが使用されることによる建造物等の破壊、火災などの物理的な被害とともに、放射性物質を閉じ込めている障壁が破壊されることにより発生する放射性物質の放出又は放射線の漏えいによる被害が発生するおそれと考えられる。そのため、住民の避難、救援において、他の武力攻撃災害にはない独特な国民保護措置が必要となる。

以上のことから、本県においては、武力攻撃原子力災害に対して特別な配慮が必要であり、原子力発電所の武力攻撃原子力災害に対する平常時の備えから事後対策まで一連の措置について、国民保護法の規定する事項及びこれを補完するための事項を定め、原子力発電所に対する武力攻撃に対して的確な国民保護措置を実施する。

また、原子力発電所は、発電所及び危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も併せて講ずる。

### 1 武力攻撃原子力災害への対処への基本的考え方

#### (1) 前提とする武力攻撃原子力災害の想定

原子炉に対する攻撃の危険がある場合又は攻撃が発生した場合には、本節「4 応急対策等」に基づき、迅速な原子炉の停止など、原子力災害の発生の防止又は被害の拡大防止の措置が取られることとなる。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子炉及びその附属施設（以下、「原子炉施設」）からの放射性物質の放出形態は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づく、以下の過酷事故を想定する。

「原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下、「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨

雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は、必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。」

## (2) 島根県地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっても、対処の具体的な方法、手順については、原則として、状況に応じて、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に定められた措置に準じた措置を行う。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、状況に応じて対処を行う。

## 2 武力攻撃原子力災害に対する体制の整備

### (1) 原子力事業者の備え

原子力事業者は、原子力事業所の安全を確保するため、核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の規定に基づき、障壁の設置など人の侵入を阻止するための措置に関すること、施設の巡視及び監視に関すること等についてあらかじめ定めるなど、警戒態勢に関し所要の措置を行うものとする。

また、原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）の規定により作成され、武力攻撃原子力災害発生時においても準用される原子力事業者防災業務計画の検証に努めるとともに、武力攻撃原子力災害への対処のために必要な事項については国民保護業務計画等で定めることにより、武力攻撃原子力災害に際し、原子力防災組織、原子力防災管理者等が的確かつ迅速に所要の措置を講じられる体制を整備するものとする。

### (2) 原子力事業者に対する措置の要請等

知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、県警察、海上保安部等関係機関の意見を聴きつつ、原子力事業者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、県警察、海上保安部との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるように要請する。

県警察は、原子力事業者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、必要があると認めるときは、県公安委員会及び海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

県公安委員会は、知事から要請があったとき及び事態に照らして特に必要があると認めるときは、原子力発電所及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

その場合において、県公安委員会は、立入制限区域を指定した旨を原子力事業者へ通知するとともに、県報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ、インターネット、県のホームページ等を通じた発表により公示する。

### (3) 環境モニタリング体制の充実

県は、武力攻撃事態等において、放射性物質又は放射線が放出され、又はそのおそれがある場合に備え、原子力発電所の周辺環境の放射性物質又は放射線に関するデータを迅速に収集できるよう、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めにより、環境モニタリング体制の整備を図る。

### (4) 被ばく医療体制

県は、武力攻撃原子力災害の発生により、住民等に被ばく患者が発生した場合に備え、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めにより、各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関の選定や被ばく医療に係る医療派遣チームの要請手続きについてあらかじめ定めておくなど被ばく医療体制の整備を図る。

### (5) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県は、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備について、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めにより行うものとする。

### (6) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会の体制

県は、武力攻撃原子力災害時に、国の現地対策本部とともに、オフサイトセンター等に武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織する。

武力攻撃原子力災害合同対策協議会の運営については、現地対策本部長が主導的に運営するものとするほか、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めにより行う。

### (7) 訓練の実施

県は、第2編第1章第5節2に記載している訓練を実施する際に、必要に応じ、武力攻撃原子力災害を想定に入れた訓練を実施する。

### 3 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報及び実施体制の確立

#### (1) 対処基本方針が決定された際の対応

県は、国において事態対処法に基づく対処基本方針が決定され、対策本部が設置された際には、原子力環境センターにおいて平常時の環境モニタリングを強化して実施し、さらに原子力事業者が発電所の警備及びモニタリング活動を強化するよう要請する。

また、県警察においても必要な警備を実施する。

#### (2) 放射性物質等の放出及び放出のおそれの通報

ア 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業者から受けたとき又は原子力規制委員会（または原子力災害対策本部）より通知を受けたときは、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により連絡を行うものとする。

イ 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び原子力規制委員会（または原子力災害対策本部）より先に把握した場合には、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により連絡を行うものとする。

ウ 県は、ア及びイの場合においては、県対策本部会議（都道府県国民保護対策本部を設置すべき県の指定を受けていない場合は県危機管理対策本部会議又は県危機管理対策連絡会議）において、情報の伝達及び県の取るべき措置等について協議する。また、緊急時モニタリングセンターを設置し、緊急時モニタリングを実施する。また、緊急時の医療活動を統一かつ効果的に実施するため、原子力災害医療調整本部を設置する。

#### (3) 武力攻撃原子力災害の公示

ア 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、県の区域内の市町村長、県の執行機関、指定地方公共機関その他の関係機関に当該公示の内容を通知する。

イ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

ウ 国民保護法第105条第7項に規定する応急対策の実施に係る公示を行った後における官邸及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地との連絡については、原則として原子力施設等における応急対策に関する情報については原子力施設事

態即応センター（原子力事業者本店等）を通じ、オフサイト対応に関する情報については現地対策本部を通じて行うこととする。

#### （4）武力攻撃原子力災害合同対策協議会

ア 県は、武力攻撃原子力災害時にオフサイトセンター等に設置され、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施し、国、関係機関と連携して武力攻撃原子力災害への対処に当たるとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

## 4 応急対策等

### (1) 事業者の応急措置

ア 原子力事業者は、武力攻撃事態等において、警報の発令の対象となった地域に原子力事業所が含まれる場合及び地域を定めずに警報が発令されたときは、直ちに代替電力の確保など原子炉の運転停止に向けて必要な措置を講ずるものとする。

イ 武力攻撃事態においては、警報の発令の対象となった地域内に原子力事業所が含まれている場合のほか、地域を定めずに警報が発令されたとき、状況に応じ、脅威の程度、内容等を原子力規制委員会が判断し、必要と認める場合には、原子力規制委員会から原子力事業者に対し直ちに原子炉の運転停止を命じられることとされているが、原子力事業者は、突発的に武力攻撃が発生した場合など特に緊急を要するときは、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たず、平時における緊急時対応マニュアル等に基づき、自らの判断により、直ちに原子炉の運転を停止するものとする。

### (2) モニタリングの実施

県は、各種の国民保護措置を効果的かつ総合的に実施するための判断材料を得るため、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、状況に応じて、緊急時モニタリングを行う。

### (3) 住民の避難等の措置

ア 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し、避難を指示する。

この場合において、「屋内退避」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

イ 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つかどうかは、その判断により緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

### (4) 住民等に対する避難退域時検査の実施

県は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査および簡易除染を行う。



(5) 安定ヨウ素剤の服用

県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）」の定め例により行うものとする。

(6) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(7) 飲食物の摂取制限等

県は、飲食物の摂取制限等の措置については、「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）」の定め例により、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備をしておくとともに、市町村に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保等の措置を講ずるよう助言するものとする。

(8) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害への対処に当たっては、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に定められているとおり対策要員の被ばく管理を実施し、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

また、県は、特に武力攻撃災害現場での活動に当たっては、県警察、自衛隊等関係機関からの武力攻撃の状況に関する情報を踏まえ、対策要員の安全に留意した上で実施する。

## 第3節 N B C攻撃による災害への対処

### 1 N B C攻撃による災害への対処

県は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

知事は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、特殊防護服の着用、個人被ばく線量計の携帯等、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じさせる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所、保健環境科学研究所及び医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

県は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、県は、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携し、代替飲食物の供給等に配慮しながら、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

ア 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、保健環境科学研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 知事及び警察本部長の権限

知事又は警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、国民保護法第108条の規定による措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

| 法該当号 | 対 象 物 件 等       | 措 置                                          |
|------|-----------------|----------------------------------------------|
| 1 号  | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。<br>・ 移動の制限<br>・ 移動の禁止<br>・ 廃棄 |
| 2 号  | 生活の用に供する水       | 管理者に対し、以下を命ずる。<br>・ 使用の制限又は禁止<br>・ 給水の制限又は禁止 |
| 3 号  | 死体              | ・ 移動の制限<br>・ 移動の禁止                           |
| 4 号  | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・ 廃棄                                         |
| 5 号  | 建物              | ・ 立入りの制限<br>・ 立入りの禁止<br>・ 封鎖                 |
| 6 号  | 場所              | ・ 交通の制限<br>・ 交通の遮断                           |

知事又は警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

|    |                                                                             |
|----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 当該措置を講ずる旨                                                                   |
| 2. | 当該措置を講ずる理由                                                                  |
| 3. | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4. | 当該措置を講ずる時期                                                                  |
| 5. | 当該措置の内容                                                                     |

## 第4節 応急措置等

### 1 退避の指示

#### (1) 市町村長による退避の指示

ア 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、退避の指示を行うことができる。

イ 市町村長は、退避の指示をしたときは、速やかにその指示の内容を知事に通知するものとする。

ウ 市町村長は、退避の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、速やかに知事に通知するものとする。

#### (2) 退避の指示

ア 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

#### イ 屋内退避の指示

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

(ア) ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (3) 退避の指示に伴う措置

ア 県は、退避の指示の住民への伝達を、市町村長の協力を得て、防災行政無線、

インターネット、広報車、その他の手段等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、同様に市町村長の協力を得て、防災行政無線、インターネット、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

イ 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、並びに退避先の避難所等、県警察、海上保安部等、消防本部その他の関係機関に速やかに通知する。

ウ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

エ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

オ 県は、退避の必要がなくなったときは、退避の必要がなくなった地域を管轄する市町村長、退避先の避難所等その他関係機関に速やかに通知する。

カ 県は、退避の必要がなくなったときは、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

#### (4) 警察官等による退避の指示

ア 警察官及び海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

イ 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における退避の指示を要請する。

## 2 知事、市町村長の事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事が当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。

また、市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をすることとする。

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をする。海上保安部長等も、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をすることができることとされている。

### 3 警戒区域の設定

#### (1) 市町村長による警戒区域の設定

ア 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に係る措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができることとされている。

イ 市町村長は、警戒区域の設定をしたときは、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

ウ 市町村長は、警戒区域の設定の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、速やかに知事に通知するものとする。

#### (2) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### (3) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。

イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、市町村長の協力を得て、防災行政無線、広報車、インターネット、その他の手段等を活用し、住民が十分に了知できる方法で広報、周知する。

ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置を取る。

#### (4) 警戒区域設定に伴う措置

ア 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長並びに県警察、海上保安部等、消防本部その他の関係機関に通知する。

イ 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

ウ 県は、市町村長並びに消防本部・消防団等の協力・支援を得て、警戒区域内へ車両や住民が立ち入らないよう、警戒や誘導などの必要な措置を講ずる。

エ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

オ 警戒区域が設定された旨の通知を受けた市町村長は、防災行政無線、広報車、インターネット、その他の手段を用いて、住民が十分に了知できるよう、広報を行うものとする。

カ 市町村長は、消防本部・消防団に対して、警戒区域内に車両や住民が立ち入らないよう、警戒や誘導などの必要な措置を行うよう指示するものとする。

#### (5) 警察官等による警戒区域の設定等

ア 警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待っていないとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定することができることとされている。

イ 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

## 4 応急の使用又は収用（応急公用負担等）

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

これらの措置を行う際には、原則として文書による公用令書を交付して行うが、所有者等の権利者が不明又は不在の際は、国民保護法に定めるところにより、事後に交付する。

(1) 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

(2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）を実施すること。



## 5 消防に関する措置等

### (1) 消防に関する措置等

#### ア 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

#### イ 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に島根県警察本部警備部隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害が発生した場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の援助要求及び連絡等の措置を実施する。

### (2) 消防等に関する指示

#### ア 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

#### 具体的な武力攻撃事態の例

##### (ア) 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

##### (イ) 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置を取る必要がある場合

イ 知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

#### 国からの指示の具体的な例

- (ア) 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長等に対して指示する場合
- (イ) 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

#### ウ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

#### 応援要請の具体的な例

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

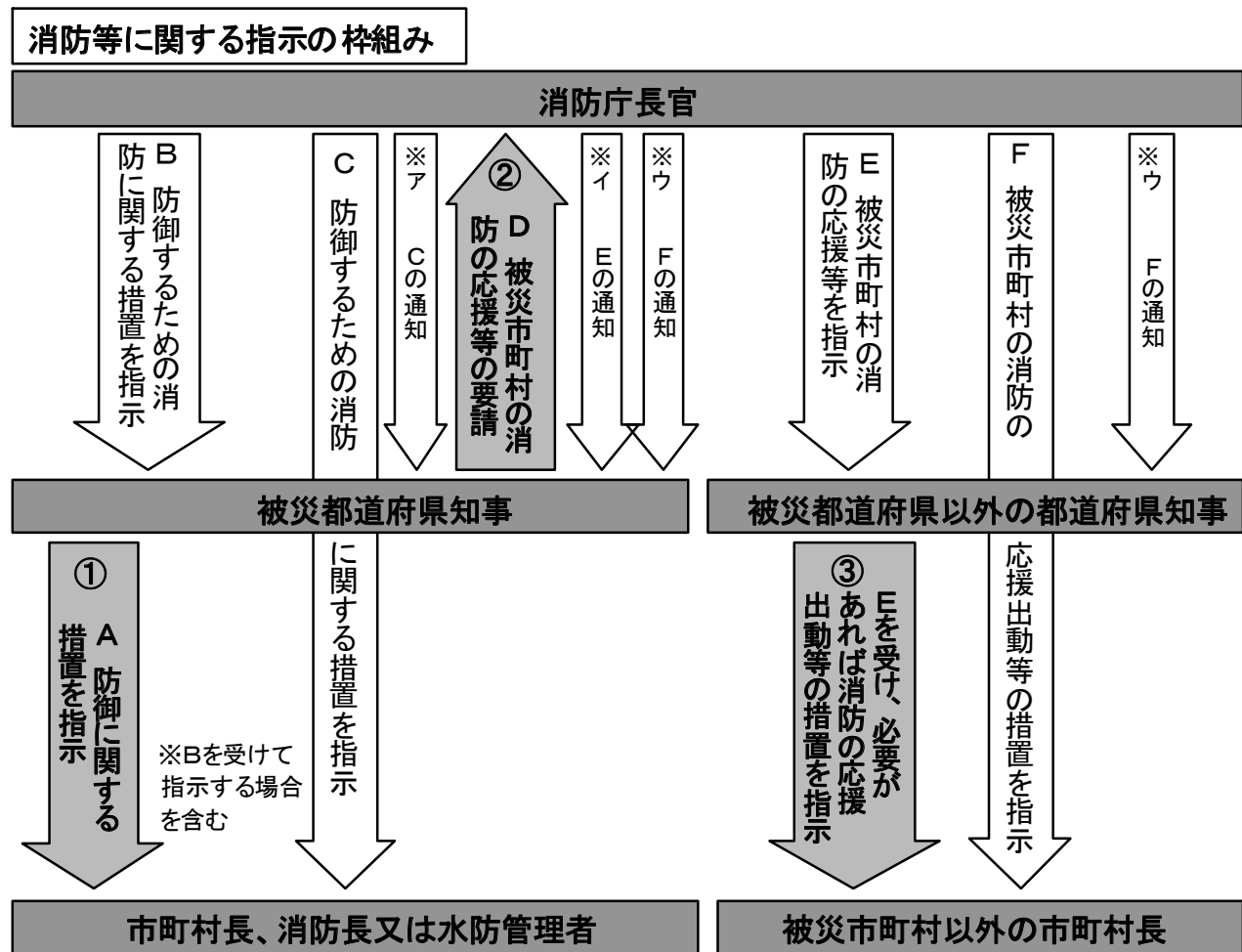
#### エ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、ウの要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

#### オ 知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては以下のものがある。

- (ア) 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知
- (イ) 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知
- (ウ) 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

消防等に関する指示の枠組みを図示すれば、下記のとおりである。



注) 図中の①、②、③は、それぞれ本文の4の(2)ア、イ、(2)ウ、(2)エに対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれ本文の4の(2)のオ(ア)、オ(イ)、オ(ウ)に対応している。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

### (1) 被災情報の収集及び報告

ア 県は、防災ヘリコプターのヘリコプターテレビ映像伝送システム、電話、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ映像伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

イ 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村及び消防本部に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知：資料編参照）に基づき報告を求める。

ウ 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

エ 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について被災情報の報告様式（第2編第1章第4節6(2)、前掲）に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

オ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び管区警察局に速やかに報告する。

### (2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

### 1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

#### (3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

#### (4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

#### (5) 動物伝染病予防対策

県は、避難先地域における動物伝染病を予防するため、事態発生時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。

### 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例

ア 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

イ 県は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

ウ 当該特例措置を効果的に機能させるため、県及び市町村は平素から既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

## (2) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、次に掲げる措置を行う。

ア 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

イ 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

# 3 文化財の保護

## (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

## (2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は

一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

イ この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

## 第 10 章 国民生活の安定に関する措置

### 1 生活関連物資等の価格安定

- (1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。

イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、県民への情報提供や相談窓口を設置する。

- (2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第 2 条第 1 項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- (ア) 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第 3 条）
- (イ) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第 4 条第 1 項）
- (ウ) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第 4 条第 2 項）
- (エ) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第 4 条第 4 項及び第 5 項）
- (オ) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第 5 条第 1 項及び第 2 項）



## イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- (ア) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- (イ) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- (ウ) (ア)及び(イ)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

## ウ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令（昭和21年勅令118号）第4条及び第7条並びに物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、(ア)及び(イ)の措置を講ずる。

- (ア) 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- (イ) 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

## 2 避難住民等の生活安定等

### (1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書・学用品の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

### (2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置等を災害の状況に応じて実施

する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

### 3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

ア 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 河川管理施設、道路、港湾、漁港及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾、漁港及び空港を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ア 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

イ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

ウ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。

エ 電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先

的に取り扱うために必要な措置を講ずることとする。

オ 一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、信書便を確保するために必要な措置を講ずることとする。

カ 病院その他の医療機関等である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

## 第 1 1 章 交通規制

### (1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ヘリコプターテレビ映像伝送システム、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

### (2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

### (3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

### (4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。なお、他の道路管理者も、同等の措置を行うこととされている。

### (5) 緊急交通路確保のための権限等

#### ア 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。併せて、これらの施設への電源付加装置の整備等減灯対策を推進する。

#### イ 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

#### ウ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者

等に対し車両移動等の措置命令を行う。

エ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を取る。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

## 第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

### 【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### (1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

##### ア 赤十字標章等

###### (ア) 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

###### (イ) 信号

第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

###### (ウ) 身分証明書

第一追加議定書第 1 8 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

###### (エ) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

##### 赤 十 字 標 章



（白地に赤十字）

表面

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| （この証明書を交付等<br>する許可権者の名を記<br>載するための余白）                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                   |
| 身分証明書<br>IDENTITY CARD                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                   |
| 自衛隊の衛生要員等以外の<br>PERMANENT                                                                                                                                                                                                                                                                              | 常時の<br>医療関係者用                     |
| for<br>TEMPORARY                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 臨時の<br>civilian medical personnel |
| 氏名/Name                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                   |
| 生年月日/Date of birth                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                   |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。<br>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as |                                   |
| 交付等の年月日/Date of issue                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 証明書番号/No. of card                 |
| 許可権者の署名/Signature of issuing authority                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                   |
| 有効期間の満了日/Date of expiry                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                   |

裏面

|                                                       |                            |          |
|-------------------------------------------------------|----------------------------|----------|
| 身長/Height                                             | 目の色/Eyes                   | 髪の色/Hair |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: |                            |          |
| 血液型/Blood type                                        |                            |          |
| 所持者の写真<br>/PHOTO OF HOLDER                            |                            |          |
| 印章/Stamp                                              | 所持者の署名/Signature of holder |          |

（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））

（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も１９８０年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

## イ 特殊標章等

### (ア) 特殊標章

第一追加議定書第６６条３に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

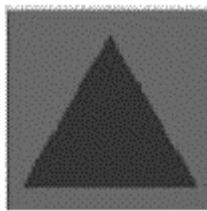
### (イ) 身分証明書

第一追加議定書第６６条３に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

### (ウ) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

#### 特殊標章



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

表面

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |                                                                                   |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------|--|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |  |
| (この証明書を交付等<br>する許可権者の名を配<br>載するための余白)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                   |  |
| 身分証明書<br>IDENTITY CARD                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |                                                                                   |  |
| 国民保護措置に係る職務等を行う者用<br>for civil defence personnel                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |                                                                                   |  |
| 氏名/Name _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |                                                                                   |  |
| 生年月日/Date of birth _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |                                                                                   |  |
| この証明書の所持者は、次の資格において、１９４９年８月１２日のジュネーブ諸条約及び１９４９年８月１２日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書１）によって保護される。<br>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ |  |                                                                                   |  |
| 交付等の年月日/Date of issue _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  | 証明書番号/No. of card _____                                                           |  |
| 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |                                                                                   |  |
| 有効期間の満了日/Date of expiry _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |                                                                                   |  |

裏面

|                                                       |                |                            |
|-------------------------------------------------------|----------------|----------------------------|
| 身長/Height _____                                       | 眼の色/Eyes _____ | 頭髪の色/Hair _____            |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: |                |                            |
| 電話番号/Phone no. _____                                  |                |                            |
| _____                                                 |                |                            |
| _____                                                 |                |                            |
| 所持者の写真<br>/PHOTO OF HOLDER                            |                |                            |
| 印章/Stamp                                              |                | 所持者の署名/Signature of holder |

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

## (2) 赤十字標章等の交付及び管理

ア 知事は、国の定めた、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成１７年８月２日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

(ア) 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

(イ) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者  
（(ア)及び(イ)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

イ 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

(ア) 医療機関である指定地方公共機関

(イ) 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

### (3) 特殊標章等の交付及び管理

ア 知事又は警察本部長は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(ア) 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

### (4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び追加議定書及びそれらの規定に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。



## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

#### 1 基本的考え方

##### (1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 ライフライン施設の応急の復旧

##### (1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

##### (2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

### 3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

#### (1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

#### (2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設及び港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

### 1 基本的考え方

#### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って実施する。

#### (2) 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償、実費弁償及び損害補償

#### (1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

#### (3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

#### 4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

##### (1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

##### (2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態

県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

県は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う



# 島根県国民保護計画 用語集

## (五十音順)

島根県国民保護計画の本文中で使用される用語の意味は次のとおり。

### 【安否情報】

避難住民及び武力攻撃災害等により負傷し又は死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（行方不明者の情報は含まれない。）。

### 【応急復旧】

一時的な補修や修繕のことをいい、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる。

### 【化学兵器】

化学兵器とは人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない）により人間を致死させる兵器の総称で毒ガス兵器もこれに含まれる。

大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別出来る。

- （神経剤系） サリン、タブリン、ソマン、VX 等  
呼吸器または皮膚浸透によって体内に取り込まれると神経伝達に支障をきたし死亡に至る。
- （びらん系） マスタード・ガス、レイサイト 等  
目・皮膚・呼吸器に作用し細胞組織表面に傷害を与えびらんさせる。致死性は低いが生火傷の様な傷害は治療に時間が掛かり、また被害者・被害者以外の心理的ダメージが大きい。
- （血液剤系） シアン系（青酸） 等  
呼吸する事によって体内に取り込まれると血液中の酸素供給を阻害し致死する。作用が極めて早いが生皮膚浸透しないので防護マスクで防げる。
- （窒息剤系） ホスゲン・ガス 等  
主に呼吸器系に作用し肺の粘膜からの分泌液で肺が満たされると窒息死に至る。

### 【核兵器】

核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

例 核爆弾、大陸間弾道弾（ICBM）、潜水艦発射弾道弾（SLBM）等

### 【簡易除染】

除染を行う判断基準以下でない場合に、検査場所において簡単に実施することのできる簡易な除染のこと。

### 【関係機関】

本計画に規定する事業・業務に関係する全ての機関をいう。



## 【危険物質等】

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずる恐れがある物質（生物を含む）で政令で定めるもの。

## 【基本指針】

政府が、国民保護法第32条の規程に基づき、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定地方公共機関が定める業務計画の基本となるもの。

## 【救援物資】

救援の実施に当たって必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）。

## 【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準じた手段を用いて多数の人を殺傷する行為が生じた事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を守るため、国家として緊急に対処することが必要な事態。

## 【緊急対処事態対処基本方針】

【対処基本方針】を参照のこと。

## 【緊急物資】

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のために措置の実施に当たって必要な物資及び資材。

## 【現地調整所】

武力攻撃災害等が発生した場合等において、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設けるもの。

災害（武力攻撃事態においては、武力攻撃災害を、緊急対処事態においては、緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）の規模、災害の影響を受ける区域の範囲等を勘案して、原則、市町村又は都道府県のうち、最も適切に対処し得る団体により設置される。

## 【ケーブルテレビ事業者】

放送法施行規則第2条第6項に規定する有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者。

## 【ゲリラ】

ゲリラは、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱によって戦争を継続する方法、そのよ

うな展開になった戦争、さらにそうした戦争を行なう組織を言う。

### 【国民保護協議会】

国民保護法第37条（都道府県国民保護協議会）及び同第39条（市町村国民保護協議会）の規定に基づき、都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。

### 【国民保護協議会委員】

都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者。

都道府県国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の長又は職員、自衛隊に所属する者、副知事、教育長、警察本部長その他の都道府県職員、市町村の長及び消防長、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから知事が任命します。

市町村国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、副市（町村）長、教育長、消防長その他の市町村職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市町村長が任命することとされています。

### 【国民保護業務計画】

国民保護法第36条の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画。作成後は、指定公共機関は内閣総理大臣へ、指定地方公共機関は知事へ報告が必要。

### 【国民保護計画】

国民保護法第33条（指定行政機関）及び第34条（都道府県国民保護計画）並びに同法第35条（市町村国民保護計画）に定められている、武力攻撃事態等の発生時に国民を保護するための措置を実施することに備えて、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき、地方公共団体等が作成しておく計画。

### 【国民保護措置】

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。

例えば、国、県、市町村及び関係機関が実施する国民の避難及び救難等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他の国民の保護のために実施される全ての措置をいう。

### 【国民の保護のための措置】

【国民保護措置】を参照のこと。

### 【国民保護法】

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号）。

### 【災害対策基本法】

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律（昭和 36 年 11 月 15 日法律 223 号）。

### 【自主防災組織】

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。

### 【事態対処法】

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号）。

### 【指定行政機関】

事態対処法第 2 条第 5 号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の 31 機関。

### 【指定公共機関】

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人で、事態対処法第 2 条第 7 号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。

### 【指定地方行政機関】

事態対処法第 2 条第 6 号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の地方機関で、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の 25 地方機関。

## 【指定地方公共機関】

国民保護法第2条第2項の規定により、都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人。

## 【ジュネーヴ条約】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約

第1ジュネーヴ条約 戦地にある軍隊の傷者、病者の状態の改善に関する条約

第2ジュネーヴ条約 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者状態の改善に関する条約

第3ジュネーヴ条約 捕虜の待遇に関する条約

第4ジュネーヴ条約 戦時における文民の保護に関する条約

1977年のジュネーヴ条約追加議定書

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)

【戦争のルール】を参照のこと。

## 【生活関連等施設】

国民保護法第102条並びに政令で定められた、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、及びその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設のこと。

例 原子力事業所、ダム、大規模な危険物質等取扱所、発電所、駅、空港等。

## 【生物兵器】

生物兵器とは細菌・ウイルス・菌、またはそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性或いは悪影響を与える事を目的とした兵器の総称である。化学兵器と合わせて貧者の核兵器と言われる。

例 天然痘ウイルス、炭疽菌、ボツリヌス菌毒素 等

## 【戦争のルール】

国際人道法と呼ばれるジュネーヴ諸条約のこと。明文化されない、慣習法も含まれる。戦争法、武力紛争法とも呼ばれることがある。

国際人道法には3つの基本的な原則がある。

- 1 **軍事目標主義** 軍事目標だけを攻撃し、その他の民間物（人）の攻撃は禁止されている。これを軍民区別の原則ともいう。
- 2 **均衡制の原則** 攻撃によって得られる軍事的利益に対し、攻撃によってもたらされる人的、物的損害が過度にならないよう、均衡制が保たれること。
- 3 **不必要な苦痛を防止する原則** 戦闘員に対しても攻撃によりもたらされる苦痛はできるかぎり最小でなければならず、目標の達成に不必要な過度の苦痛をもたら

す戦術や武器の使用は禁止される。

国際人道法には、大きく分けて2つの潮流があり、第一の流れは、戦争により生じる犠牲者（戦闘外にあるすべての人々）を保護・救済するためのルールで、一般に「ジュネーヴ法（条約）」と呼ばれ、ジュネーブに置かれる赤十字国際委員会が中心となって起草し、ジュネーブの会議で発展してきたもので、1949年の4つのジュネーヴ諸条約と1977年のジュネーヴ諸条約の2つの追加議定書がこれにあたる。

第二の流れは、戦争の手段・方法や武器の使用を制限するルールで、一般に「ハーグ（戦争）法」と呼ばれ、19世紀末のハーグで開催された第1回世界平和会議に起源を持ち、その後もハーグで開かれた会議で発展してきたもので、1907年のハーグ陸戦規則や1925年の毒ガス議定書、1954年の武力紛争の際の文化財の保護に関する条約及び同議定書（1999年の同第二議定書を含む。）、1977年の細菌兵器禁止条約、1977年の環境改変技術敵対的使用禁止条約、1980年の特定通常兵器禁止・制限条約、1997年の化学兵器禁止条約や対人地雷禁止条約などがある。

### 【対処基本方針】

武力攻撃事態等に至ったとき、事態対処法第9条に基づき、政府がその対処に関して定める基本的な方針。

### 【対処措置】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が法律の規程に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などを指す。

### 【ダーティ・ボム】

核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死又は悪影響を与えることを目的とするもの。貧者の核爆弾等とも呼ばれる。

### 【テロ】

テロリズム（英 terrorism）の略

一定の政治目的のために、暗殺や暴行、粛清などの直接的な恐怖手段に訴える主義。暴力主義。また、その行為。（国語大辞典（新装版）小学館 1988）

現代では多くの場合、国家・政府ではなく過激派・反体制による暴力的主張・暴力行為について用いられるが、国家・政府が反体制側に暴力的弾圧を加える場合にもまれに用いる。

国家間の戦闘員による紛争は「戦争」で、戦闘員でない民間人が攻撃する場合は「テロ/犯罪」となる。

テロリズム（テロ、テロル=Terror, Terrorism）とは、心理的恐怖心を引き起こすことにより、政治的主張や理想を達成する目的で行われる暴力行為のこと。またはその手段を指す。

個人で行う個人的テロリズムと、政治集団や国家による集団的テロリズムに分けられる。

国家や政治権力を持つ集団による集団的テロリズムは恐怖政治につながる。スターリン主義体制における大量テロルが恐怖政治の例である。

一般には国家権力に対する過激派の暴力手段をさすことが多い。衆人環境で爆発物を爆発させるなどの無差別殺戮、要人暗殺などである。

### 【特殊部隊】

軍隊や警察およびそれに準ずる組織（情報機関や治安組織）において、特殊な任務を担当する部隊や部署の総称である。

軍隊においては、ある程度の専門性ごとに部隊が編成されており、特殊性を備えているが、その中でも総合的に練度や戦闘力に優れたものを対テロ任務や、戦時における特殊作戦任務に就かせることがある。このような集団を一般に特殊部隊と呼ぶ。

また、警察や税関など、非軍事部門の機関に特殊活動を行う班を置き、これを特殊部隊に含める場合もある。

特殊部隊の編成は、国やその目的によって様々だが、原則的には少数精鋭で、優れた人材を選抜したものが多い。世界で最も特殊部隊員が多いとされるアメリカ合衆国でも、総数は45000人前後と見られており、全軍の兵力のごく一部にすぎない。

また、特殊部隊の任務についても、ハイジャック機や占拠された施設からの人質救出など、比較的認知されている活動を行い、犯罪者達にもその威力を知らしめるためにある程度の公開をする部隊がある一方で、ほとんど活動の実態がわからない部隊もある。

日本における特殊部隊は、警察の特殊急襲部隊(SAT)、特殊捜査班(SIT)、機動隊銃器対策部隊、原子力関連施設警戒隊、NBC テロ対応専門部隊、機動隊爆発物処理班、海上保安庁の特殊警備隊、陸上自衛隊の特殊作戦群、海上自衛隊に特別警備隊(SBU)等が設立されている。

世界的には、米軍のデルタ・フォース、グリーン・ベレー、ネイビー・シールズ、ナイト・ストーカーズ等、英軍のSAS、ドイツのGSG-9等が有名である。

### 【特定物資】

救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものの。

### 【避難経路】

避難道路、鉄道、海路、空路等の避難に要する交通等の経路。

### 【避難実施要領】

知事から避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める避難の具体的な内容を定めて、住民へ伝達し、関係機関へ通知する要領。

あらかじめ、避難の指示があったとき、速やかに避難実施要領が作成できるよう、消

防庁が作成する避難マニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンを記載した市町村避難マニュアルを作成する等の準備を行うこととされている。

### 【避難退域時検査】

避難の際に、避難や一時移転される方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査のこと。

### 【避難マニュアル】

避難の指示を受けた市町村長が避難実施要領を速やかに作成するため、あらかじめ消防庁等から示された複数の避難実施要領のパターンや記載内容の基準等を示した避難実施要領作成に使用するマニュアル並びに市町村独自に避難実施要領を作成するためあらかじめ作成しておく避難実施要領作成マニュアルを指す。

### 【不発弾】

発射又は投弾された後、炸裂又は爆発することなく残存した砲弾、爆弾、ミサイル等を指す。弾頭は、火薬や爆薬以外の生物兵器や化学物質等のNBC弾頭の場合もある。

戦車砲・対ミサイル近接支援火器等、減損ウラン（UD）を使用した弾頭の場合は、爆発の危険は無いが、放射能汚染・放射線被曝の恐れがあるとされている。

信管が作動状態にあることが多く、不用意に触れると爆発することがある。

時限式信管が使用されている爆弾等、不発弾に見せかける弾頭もあるため、注意が必要。

処理には、自衛隊不発弾等処理班等の専門家による作業が必要。

### 【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃。

### 【武力攻撃原子力災害】

武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害。

### 【武力攻撃災害等】

武力攻撃災害及び緊急対処事態に発生した災害。

### 【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

### 【武力攻撃事態等】

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

### 【武力攻撃予測事態】

武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。

### 【放射能兵器】

放射能兵器とは、核分裂などにより生成された放射性物質を拡散・散布することにより、人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で、核兵器に含められることもある。爆発による放射性物質の拡散を目的とした爆弾は、ダーティ・ボム（汚い爆弾）と呼ばれる。

### 【放送事業者】

放送法（昭和25年法律第132号）第2条第26号に規定する基幹放送事業者及び一般放送事業者。

### 【ライフライン】

水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設

### 【CATV事業者】

【ケーブルテレビ事業者】を参照のこと。

### 【E m - N e t】

緊急情報ネットワークシステム。国（官邸）から都道府県、市町村などに緊急情報をL G W A N（国・都道府県・市町村間を結ぶネットワーク）等を通じて迅速に伝達する一斉同報システムのこと。

### 【J - A L E R T】

全国瞬時警報システム。国（内閣官房から消防庁を経由）から都道府県、市町村などに緊急情報を人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達できるシステムのこと。

### 【NBC（R）兵器】

核（N：N u c l e a r）・生物（B：B i o l o g i c a l）・化学（C：C h e m i c a l）・放射能（R：R a d i a t i o n）兵器の総称。

詳細は、各兵器の欄を参照のこと。



---

## 島根県国民保護計画

平成18年 1 月 作成

平成19年 1 月 変更

平成21年 3 月 変更

平成22年 7 月 変更

平成26年11月 変更

平成29年 3 月 変更

編集・発行 島根県防災部防災危機管理課

〒690-8501 島根県松江市殿町 1

T E L 0 8 5 2 - 2 2 - 6 4 8 6

F A X 0 8 5 2 - 2 2 - 5 9 3 0

E-mail [bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp](mailto:bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp)

---